

令和 7 年第 2 回防府市議会定例会会議録（その 3）

○令和 7 年 6 月 2 0 日（金曜日）

○議事日程

令和 7 年 6 月 2 0 日（金曜日） 午前 1 0 時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	藤 村 こずえ 君	2 番	中 谷 哲 君
3 番	上 野 忠 彦 君	4 番	原 田 典 子 君
5 番	藤 本 真 未 君	6 番	松 村 学 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	石 田 卓 成 君
9 番	宮 元 照 美 君	1 0 番	河 村 孝 君
1 1 番	梅 本 洋 平 君	1 2 番	上 田 和 夫 君
1 3 番	曾 我 好 則 君	1 4 番	宇多村 史 朗 君
1 5 番	生 野 美 輪 君	1 6 番	山 田 耕 治 君
1 7 番	和 田 敏 明 君	1 8 番	久 保 潤 爾 君
1 9 番	森 重 豊 君	2 0 番	重 田 直 輝 君
2 1 番	三 原 昭 治 君	2 2 番	村 木 正 弘 君
2 3 番	田 中 敏 靖 君	2 4 番	河 杉 憲 二 君
2 5 番	安 村 政 治 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池	田	豊	君	副	市	長	能	野	英	人	君
教	育	長	江	山	稔	代	表	監	査	委	員	末	吉
上	下	水	道	事	業	管	理	者	河	内	政	昭	君
人	事	課	長	糸	井	純	平	君	総	務	部	長	白
文	化	ス	ポ	ー	ツ	観	光	交	流	部	長	松	村
福	祉	部	長	藤	井	一	郎	君	生	活	環	境	部
産	業	振	興	部	長	杉	江	純	一	君	土	木	都
会	計	管	理	者	國	澤	明	君	保	健	こ	ど	も
監	査	委	員	事	務	局	長	原	田	一	幸	君	石
消	防	長	山	崎	泰	介	君	教	育	部	長	高	橋
												光	男
												君	

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岡 田 元 子 君 議 会 事 務 局 次 長 篠 原 昭 二 君

午前 10 時 開議

○議長（安村 政治君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（安村 政治君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。6 番、松村議員、7 番、田中健次議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（安村 政治君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は、8 番、石田議員。

〔8 番 石田 卓成君 登壇〕

○8 番（石田 卓成君） おはようございます。それでは、会派「国民民主党」の石田でございますが、通告に従い、ゲゼルに学べ！腐るお金？減価する通貨で蘇る地域経済循環という題で一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本格的な梅雨入りを前に、私たちの防府市を取り巻く経済環境は、昨日もございましたが、トランプ大統領が仕掛けた不合理な関税戦争の影響で、依然として嵐の前兆のような暗雲が立ち込める厳しい状況が続いております。本日は、この閉塞感を打破し、防府市の

未来を切り拓くための新たな経済政策の選択肢について議論を深めたく、御提案をさせていただきます。

これは、単なる一時しのぎの景気対策ではなく、地域経済の構造そのものに働きかけ、お金の流れ、すなわち経済の血流を根本から改善し、持続可能で強靱な内需を育むための挑戦的な提案でございます。具体的には、価値が時間とともに減少していく減価する地域通貨の導入を提案し、市長の見解を伺いますので、よろしくお願いをいたします。

まずは、現状認識と根源的な課題についてでございますが、言うまでもなく、本市が直面する課題は、日本中の多くの地方都市が共有する構造的なものでございまして、長引くデフレマインド、社会増はあるものの、少子高齢化による自然減により人口は緩やかに減少しております。そして、追い打ちをかける近年の世界的な物価高騰は、市民の家計を圧迫し、市内事業者の経営を著しく困難にしております。

加えて、今、私たちの目の前には、これまでの構造的な課題とは比較にならないほど具体的で深刻な危機が迫っています。それは、トランプ政権による日本製自動車への高関税、いわゆるトランプ関税の問題でございます。この政策は、単に我が国の自動車産業だけを標的にしているわけではございませんが、より大きな視点で捉える必要があると考えております。

ノーベル経済学賞を受賞したポール・クルーグマン氏をはじめ、世界の多くの専門家が警鐘を鳴らしているように、このような覇権国による一方的な行為は、国際的な貿易戦争を誘発し、長期的にはドル離れを加速させることになりかねません。ちなみに、昨年2024年の米ドルのシェアは57.8%で、2000年のときの71.1%と比べると13.3%ほど減っております。

アメリカが自国の通貨である米ドルを国際基軸通貨として利用することで、経常収支の赤字を際限なく拡大できる状況を、かつてフランスのシャルル・ド・ゴール大統領は法外な特権と呼びました。

しかし、アメリカ自身がこの特権のことを忘れ、他国に圧力をかけることは、まさにブーメラン効果となり、現在の国際金融システムに危機をもたらすばかりか、アメリカ自身の自死につながりかねないと私は考えております。

つまり、破綻を防ぐために彼らに求められる行動は、基軸通貨国であることに感謝をし、無意味な関税戦争をやめ、二度と米ドルを武器化しないことを世界に約束することなのです。

報道によれば、輸入自動車に対する追加関税の方針が示されており、過去にはトランプ大統領が、他国に対して100%もの高率関税の可能性にも言及された経緯を踏まえ、日

本の自動車工業界の会長からは、日本の基幹産業と経済全体に甚大な影響を及ぼし、多くの人々の暮らしが脅かされると極めて強い危機感が表明されています。

本市が世界に冠たる自動車メーカー、マツダを擁する企業城下町であることは、市民の誰もが知る事実であり、誇りでもあります。しかし、それは同時に、私たちの経済が自動車産業という1本の柱に大きく依存しているという脆弱性を意味します。円安による一時的な好業績も、この関税問題というたった一つの変数によって、いとも簡単に吹き飛んでしまうのです。

市内には、マツダの従業員とその御家族、そして無数の関連部品メーカーや下請企業の皆様が暮らし、地域経済を支えておられます。この問題は、彼らの雇用と生活を直接脅かす、まさに対岸の火事ではない、私たち自身の問題です。現にこの深刻な事態を受け、地元の商工会議所からも早急な対策を求める要望書が市に提出され、今議会の補正予算案にもその対策が盛り込まれたところでございます。

大手企業の好業績が、必ずしも地域の中小零細企業や市民の暮らしの豊かさに直結しない経済の温度差が指摘されて久しいですが、今回の問題はその逆、つまりグローバル経済の混乱がいかにダイレクトに私たちの地域経済を揺るがすかという現実を改めて突きつけているのです。

このような外部環境の脅威に常にさらされ続ける中で、従来型の景気対策、例えば、我が市でもやってきたプレミアム付商品券の効果は、荒波の前に砂の城を築くような一時的かつ限定的なものにとどまります。

そもそも現代の通貨とは何なのでしょう。20世紀の初頭、ドイツの経済学者、ゲオルク・フリードリヒ・クナップは、主著の国家貨幣説の中で、貨幣の価値は、ゴールドという物質ではなく、国家が法で定め、納税手段として受け入れることで生まれると喝破しました。

これは、国家が経済安定のために通貨の量を自在に管理しながらインフレ率を調整できる、今の管理通貨制度の理論的支柱であり、現代を生きる私たちの経済の常識のはずなのです。

しかし、我が国では、いまだに貨幣とは何かや、資本主義とは何なのかが、情けないことに、総理や与党の幹事長の頭の中で理解をされていないばかりか、野党の幹部の大半にも理解されていないために、このたびの減価する地域通貨の導入を地域で提案せざるを得ない状況なのです。

こうした政府による経済政策の不作為が続く中で、私たちが地域レベルで向き合うべき問題の根源には、現代の法定通貨、すなわち日本円が持つ宿命的なジレンマが存在いたし

ます。それは、お金が納税や交換を仲立ちする機能であると同時に、価値を保存する機能を併せ持ってしまうという点です。

人々は、将来への漠然とした不安、あるいは、より多くの富を蓄えたいという自然な欲求から、得たお金をすぐに使うのではなく、銀行預金などの形でため込むことを選択します。特に現在の金融システムでは、預金に金利がつき利子が得られるため、資産がある人ほどデフレのときには、物価が継続して下落し、待てば安く買えると考え、なるべく預金しておこうという行動になりやすいのです。

日本の家計における金融資産が2,000兆円を超え、そのうちの半分が現預金として滞留しているというマクロ的な事実が、この根深い退蔵への強い動機を雄弁に物語っております。

この価値の保存機能が過度に重視されることで、お金は本来の役割である交換の手段としての流動性を失い、まるで毛細血管が詰まった血液のように地域経済の末端まで行き渡らなくなります。これが、私が指摘する経済の血行不良の正体なのです。

アベノミクスのときに、いくら日本銀行が金融市場に巨額の資金を供給しても、資金需要がないために、そのお金は市中に出回ることがなく、金融機関の日銀当座預金に滞留したままでした。これでは経済の隅々を構成する企業や家計といった毛細血管にまでお金が流れ込むはずもなく、景気の回復など望むべくもありません。

では、この経済の血行不良を解消し、そしてグローバル経済の荒波に対する防波堤を地域内部に築くための有効な処方箋は存在するのでしょうか。私は、その答えが減価する地域通貨にあると確信しております。

この考え方は、決してとっぴなものでも机上の空論でもありません。——ちょっとすみません、喉が。（笑声）実は、20世紀最高の経済学者と称されるジョン・メイナード・ケインズも、その思想を高く評価していたのです。ケインズは、自身の思想を代表する経済学の歴史にそびえ立つ記念碑的な主著でもある一般理論の中で、シルビオ・ゲゼルを不当に無視された預言者と呼んで、その思想に一つの章をわざわざ割きました。

ケインズは、ゲゼルが不況の根本原因である貨幣の退蔵、つまり、ため込まれてしまいやすいという問題を深く洞察している点を絶賛し、将来の人々はマルクスの精神よりもゲゼルの精神からより多く学ぶであろうという有名な言葉まで残しておられます。

もちろん、ケインズは課題も指摘しました。一つは、この減価する通貨のスタンプ紙幣の実務的な煩雑さ、もう一つは、価値が減る通貨から減らない資産へ人々が逃避する代替資産への逃避です。

このケインズの指摘こそが、現代の私たちがこの提案を真剣に検討すべき理由なのです

が、1つ目の煩雑さについては、現代のブロックチェーンなどのデジタル通貨技術が完全に解決しております。そして、2つ目の代替資産への逃避は、国家の通貨全体ではなく、利用目的を限定した地域通貨として導入することで回避できるわけでございます。

この思想の源流は、古代ギリシャの哲学者プラトンが、国内だけで通用する象徴貨幣を構想したことにまで遡ることができるのかもしれませんが。そして、その有効性は、1932年、世界大恐慌のただ中にあったオーストリアの小さな町、ヴェルグルの実践によって歴史的に証明されています。

ヴェルグルの奇跡と呼ばれるこの事例では、減価する地域通貨が導入され、驚異的な経済復興を成し遂げました。

当時のヴェルグルでは、減価する地域通貨を受け取った店は、その価値が毎月の月末に1%ずつ目減りするという仕組みから、まずは次の支払いにすぐ使うことを最も一般的な方法としていました。仕入れ代金や従業員への給料、家賃や公熱費などの事務経費に充てること、通貨は個人や店の間で滞留することなく高速で循環しました。

また、巧妙だったのは、町の役場がこの地域通貨での納税を認めた点でございます。これにより、店は手元に余った通貨を税金支払いに充てるという確実な出口を得ることができ、価値の減少を避けつつ有効に活用できました。

さらに、法定通貨への交換も町の銀行で可能でしたが、その際には額面の2%の手数料が徴収されたため、1%の目減りを避けるために町内で使ってしまうか、納税するほうが多くの店にとって有利なインセンティブとなりました。

このように減価する地域通貨は、店にとっての負債ではなく、すぐに使える便利な決済手段として積極的に扱われ、仕入れや給料、そして、特に納税に使えるという利便性と、持ち続けると損をするという仕組みが組み合わさることで、通貨の高速循環を担う重要なプレイヤーとなったわけでございます。

しかし、このヴェルグルの実験も、当時のオーストラリア政府が深刻な不況に対して、本来行うべき財政政策を怠ったために地域が自衛策として行わざるを得なかったという点は、政府の無策が続く現代の我が国において、私たちが置かれた状況と完全に一致しております。

そして、減価する地域通貨は、その目覚ましい成果にもかかわらず、最終的には既存の通貨制度を脅かすとみなした中央銀行の介入によって、僅か1年余りで中止されたという歴史も忘れてはなりません。

この事例が示す本質は、お金を持っているだけでは価値が減っていく仕組みにすることで、人々の経済行動を劇的に変容させられるという点にございます。

減価する地域通貨は、人々を、お金をため込む個人からお金を循環させる社会の一員へと、その意識と行動を自然に促すのです。これは、誰かの黒字は誰かの赤字となる今の金の仕組み、つまり誰かが得をすればほかの誰かが損をするという仕組みから、みんなで協力して地域全体の富を大きくしていくという仕組みへ、地域経済の根本的なルールを変える試みと言えるでしょう。

さらに、近年における減価する地域通貨の成功事例としては、ドイツのキームガウアーが挙げられます。2003年にバイエルン州で開始されたこの地域通貨は、ヴァルドルフ学校の経済学の教師と生徒たちが発案したもので、地域経済の活性化、雇用創出、コミュニティ支援を目的としています。

キームガウアーもまた、シルビオ・ゲゼルの理論に基づき、3か月ごとに2%の価値が減少、つまり年間8%ほど減価する仕組みを導入しており、これにより利用者は通貨をため込まず、積極的に使うインセンティブを持つことになります。

キームガウアーは、紙幣だけでなく電子通貨も導入し、地域内の600以上の企業で利用されています。

特筆すべきは、企業がユーロに換金する際に手数料を支払うことで、キームガウアーを地域内で再利用する動機づけがされているという点です。この結果——ちよつとごめんなさい。（笑声）すみません。

この結果、キームガウアーの流通速度は、何とユーロの3倍に達し、年間の取引額は2011年時点で510万ユーロになった後も、さらに成長を続け、地域経済の活性化と中小企業の支援に大きく貢献しています。

さらに、国内でも減価する地域通貨の有効性が実証されています。三菱総合研究所は、総務省の委託事業、行政や公共性の高い分野におけるブロックチェーン技術の活用及び社会実装に向けた調査研究の一環として、2019年に大阪市、浜松市、福山市の3地域で、地域コインと呼ばれるデジタル地域通貨の実証実験を実施しました。

この実験では、ブロックチェーン技術を活用し、利用されないと価値が減少する減価機能を備えた通貨をテストしましたが、その結果、減価する通貨は減価しないグループに比べ約3割ほど消費を押し上げる効果が確認され、政令指定都市規模の自治体では、商品券事業の事務コストを半分程度に圧縮できる可能性が示されました。

総務省と三菱総研という信頼性の高い機関によるこの実証実験は、現代の技術で減価する地域通貨が地域経済の血流を改善し、我が市においても強靱な内需を育む現実的な選択肢であることを裏づけています。

キームガウアーの成功は、地元銀行との協力、そして電子決済の導入が普及を後押しし

た結果と言えます。この事例は、減価する地域通貨が、現代の技術と地域コミュニティの協力によって、持続可能で強靱な地域経済を築く有効なツールであることを明確に示しております。

次に、防府市における具体的な導入計画案でございますが、この１００年近く前の歴史的な英知やドイツの事例、総務省の実証実験を現代の防府市で再現することは、もはや夢物語ではございません。

この減価する地域通貨の仕組みは、既にユーモといった形で、日本国内においても技術的には完成の域に達しております。ブロックチェーンやスマホアプリといった現代の技術が、その導入を極めて現実的なものになっているわけでございます。

しかし、どれほど優れたシステムであっても、それを地域社会に根づかせ、円滑に機能させるためには、技術があるだけでは不十分でございます。この計画の成否を分ける最も重要な鍵は、地域の担い手である皆様との連携であると考えております。

そこで、具体的な導入計画の骨子について御提案をいたしますが、まず導入の第一歩として、官民連携体制の構築が不可欠となります。

本市が主導する形で、商工会議所、そして市内経済の循環の要である地域銀行、さらには市民団体などにも御参加いただき、まさにオール防府と呼べる協議会を設立いたします。この場で通貨の仕様や運用ルールを議論するだけでなく、何よりもまず地域への貢献という理念を共有することが成功への最短距離となってまいります。

次に、この協議会において、通貨の具体的な設計と配布方法を定めます。例えば、通貨の名称は、市民の皆様に親しみを持っていただけるように公募をして、減価率については毎月１％が失効するなど、経済効果と市民の需要性のバランスを慎重に検討します。

そして、配布方法ですが、これまで市民の皆様にもなじみのあるプレミアム付商品券の発行事業と連携させ、購入代金の一部やプレミアム分をこのデジタル地域通貨で交付するといった形を取ることで、新たな制度への円滑な移行が可能となります。

続いて、活用の仕組みですが、市民の皆様には専用のスマホアプリを通じて通貨を受け取っていただき、市内の加盟店に設置されたＱＲコードを読み取ることで、簡単にキャッシュレス決済を行っていただくことになります。

これは、利用者にとって便利なだけでなく、事業者側にとっても煩雑な現金管理から解放されるという大きなメリットがございます。さらに市は、個人情報に最大限配慮した上で、通貨の流通速度や利用先の業種といった貴重なデータをリアルタイムで把握でき、政策効果を精密に測定することが可能になります。

最後に、その展開方法ですが、当初から市内全域を対象とした社会実験として開始する

ことを提案いたします。

ここで重要なのはその期間です。総務省による過去の実証実験は、1か月という短期間のものであり、真の経済効果を図るには不十分だったと考えております。人々の消費行動の変化や地域経済の循環が力強くなるかといった本質的な効果を見極めるためには、少なくとも2年程度の期間を設け、腰を据えてこの社会実験に取り組むべきだと考えます。

以上のような詳細な提案を踏まえ、市長に3つの質問をいたします。ちょっとごめんなさい。あと7分しかないな。（笑声）ごめんなさいね。

1点目に、本市の基幹産業である自動車産業が、いつ現実のものとなるか分からない関税という一方的な政策によって、深刻な危機にさらされており、脆弱な構造にあると認識しておりますが、このような外部からの衝撃に直面する本市の経済構造について、市長はどのような現状認識をお持ちでしょうか。

次に、2点目でございますが、外部環境に左右されない強靱な内需を育むため、先ほどから御提案させていただいているお金の貯蓄を抑制し、地域内での消費や投資を促すことを目的とした減価する地域貨幣という政策ツールでございますが、歴史的には先ほど申ししたようなものがあります。

この減価する地域通貨が本市の未来を切り拓く新たな一手となり得る可能性について、市長はどのようにお考えでしょうか、御所見を伺います。

最後、3点目として、このたび提案するこの通貨は、技術的にも実現可能であり、総務省による実証実験でもその有効性が示されておりますことから、本市においても導入の可能性と課題を検証する具体的な行動を起こすべき段階にあると考えております。

そこで、具体的な第一歩として、市が主導し、地域銀行や商工会議所、専門家と連携して研究会を立ち上げ、将来的な社会実験の実施も視野に入れた検討を進めていただきたいと願っておりますが、いかがでしょうか。長くなりましたが、市長の御決断を伺います。よろしく申し上げます。

○議長（安村 政治君） 8番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 石田議員の、減価する通貨で蘇る地域経済の循環についての3点の御質問にお答えいたします。

本市には、マツダ株式会社や株式会社ブリヂストンをはじめ、製造業中心に数多くの企業が立地しており、このことが本市の特性であり、大きな強みです。こうした企業の活発な生産活動が本市の経済を支えており、本市への転入人口の3年連続での超過にもつながっているものと考えております。

それでは、1点目の本市の経済構造についての現状認識についてです。

本市には、マツダ防府工場をはじめ、自動車関連企業が数多く立地しており、米国に向けて多くの自動車を輸出されておられます。そうしたことから、このたびの米国の関税措置については、本市の地域経済へ大きな影響を与えることから、大変強い危機感を持っており、政府間交渉を注視しているところでございます。

このため、今議会には市内の中小企業への関税対策といたしまして、現時点で市としてでき得る最大限のものを補正予算案として提出しております。こうした危機を乗り越えるためには、市として商工会議所と協力し、市内事業者が受ける影響から全力で事業者を守っていかねばならないと考えております。

次に、2点目の減価する地域通貨という政策ツールの可能性についてと、3点目の減価する地域通貨に係る研究会の立ち上げと社会実験を視野に入れた具体的な検討の御質問に併せてお答えいたします。

議員の提案される減価する地域通貨の導入とは、需要を創出すること、消費者に速やかな消費行動を促し、地域経済の活性化につなげるという趣旨と受け止めております。その考え方は、地域内の需要を創出し、地域経済の活性化に向けて取り組む場合、有効であると考えております。

こうした考え方に基つきまして、これまで防府市の経済対策等においては、使用期限が過ぎれば価値がなくなってしまう地域を限定した、いわゆる地域通貨とも言えるクーポン券や商品券、プレミアム付商品券を活用してまいりました。

具体的には、令和3年度のコロナ禍で全国実施された国の子育て世帯に対する給付金支給事業においては、全国の多くの自治体が10万円全額を現金で給付する中で、市内消費の促進と需要の創出に向けて、5万円分についてはクーポン券で配布させていただきました。

また、商品券については、令和2年度以降、プレミアム付商品券として、延べ7回、総額59億円分を発行しております。事業者の皆さんからは、速やかな消費につながったとの感謝の言葉を頂くとともに、商工会議所等からは、他市に比べて市内経済の落ち込みが少なく、回復が早かったとの評価を頂いており、その効果があったものと考えております。

議員お尋ねの減価する地域通貨に係る研究会の立ち上げと社会実験を視野につけた具体的な検討につきましては、私は、本市におけるクーポン券や商品券の活用は、需要を創出するとともに速やかな消費行動を促し、地域経済の活性化につなげるという、減価する地域通貨と相通ずるものがあると考えており、特に改めて実験等を行うことは考えておりません。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 8 番、石田議員。

○8 番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。思想は同じなのに、検討をしないというのが、ちょっとがっかりきたんですけど、考え方は多分一緒だと思うんですね。

先ほどのケインズの件とかも、やっぱり、どうやって景気を活性化させるかというのはすごい大事な視点でございまして、なかなか国に、ちょっと本当に頑張ってもらいたいんですけど、今回の地方創生臨時交付金も四千数百万円しか入ってこないということで、本当に大丈夫かなと、地域経済ね。本当に市長会とか通じて声を大にして訴えていただきたいんですが。

10 万円の現金のあのクーポン券のときも、大分私にも反対の声が確かにありました。ですけど、それはポピュリズム的にいえば、それはそっちが、言う人は、それは分かりますけど、本当に地域の経済のことを考えたら、まさに市長がやられたことが絶対正しいと思っております、当時も絶対負けんでくれというふうをお願いしたと思うんですけど。

それは、商工会議所とか銀行とかを巻き込んで議論するというのは、本当に大変かもしれませんが、ちょっとなかなか難しいかもしれませんが、最低限こういう考え方でやることもできるんだよというのを、職員さんの間だけでもいいから話し合ってもらいたいと思いますけど、久しぶりに再質問させていただきます。いかがでしょうか。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（池田 豊君） 先ほど申し上げましたように、考え方は相通ずるものがあって、ケインズの考え方からして一緒であって、その前、言い換えれば、このたび防府市がそうやって頑張ったこと自体が社会実験ではないかという考え方でございます。

○議長（安村 政治君） 8 番、石田議員。

○8 番（石田 卓成君） ありがとうございます。答弁は、先ほどそうでしたけど、ぜひ中でも勉強して重ねていただきたいと思います。こういうやり方もあるんだな。本当に国が駄目でも、地域が頑張れば、これぐらいしか打つ手はないと思うんですね。ケインズが絶賛しただけのことはありますので、このゲゼルの方法もね。ぜひ検討していただきたい。

あと、総務省、これ、総務省が実証実験をやっているというのが大きいんですね。これ、財務省が抵抗したかったのかなと個人的には思っているんですが、総務省に、たしかお知り合いも多いと思いますので、関係も深いと思いますので、ぜひ、どうだったかというのを聞いていただいて、ぜひ前に進めていただけたらうれしく思いますので、よろしくお願いいたします。

締めに入らせていただきます、4 分しかないのです。

こういうことで、未来が見えにくい閉塞感の漂う時代だからこそ、私たちには過去の延長線上ではない勇氣ある一步を踏み出す責任があるはずだと思っております。

本日提案した減価する地域通貨は、単なる経済政策ではなく、市民一人ひとりが自分たちのお金は自分たちの手で地域のために循環させるのだという当事者意識を取り戻し、防府という共同体への誇りと愛着を育む取組でもあります。

この減価する通貨という考え方はゲゼルが提唱したものです。そして、その思想は、かのケインズがその先見性を高く評価し、その根底には、クナップが示した本来の貨幣は国家、つまり共同体の道具であるという考え方が流れております。

先ほども申しましたが、ヴェルグルやキームガウアーで実際に成功を収めてきた歴史を持ち、さらに現代においても、例えば、苫米地英人氏が提唱するユニバーサルベーシックインカム of the 構想の中核にも据えられるなど、その有効性が再認識されています。

これは、歴史的な英知と現代の技術を融合させ、既存の金融システムを壊すことなく地域経済にカンフル剤を注入し、その活性化を図ろうとする点で、私の提案と共通の思想を持つものだと理解をしております。

この挑戦が、防府市の内に眠るポテンシャルを最大限に引き出し、未来を担うこどもたちの世代に、真に豊かで活力あるふるさとを引き継ぐ礎になると私は固く信じておりますので、執行部の皆様の前向きで建設的な取組を心から期待をしております。

こうした地域からの提案が必要となる現状そのものが、国の経済政策が間違い続けているということを表しておりますが、これからの時代においては、政府の責任において、管理通貨制度のメリットを生かした適切な経済財政政策が行われることにより、世界の他の国々と同様にインフレ率が緩やかな上昇軌道に導かれる社会が実現し、今のように若い世代の皆様方がお金の心配などをしなくても、普通に結婚ができ、こどもを持て、持ち家を構えられるような、ほんの30年前までは当たり前だった日本を取り戻せることを強く強く祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、8番、石田議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、9番、宮元議員。（発言する者あり）お静かにお願いします。

〔9番 宮元 照美君 登壇〕

○9番（宮元 照美君） 会派「市民と共に」の宮元照美です。前回の防災の件に関しまして、防災危機管理課の方も一生懸命、市民の皆様のために活動してくださり、誠にありがとうございます。まだ慣れておりませんが、市民の皆様とともに、安全・安心で人に優

しいまちづくりを目指して頑張ります。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

現在、毎日のように備蓄米の販売ニュースが流れています。昨年の夏から米価格の高騰が始まり、今では1年前の比較として2倍の値段となっていて、なかなか簡単には買うことができなくなったと感じています。

昨年の秋頃と思いますが、新米が出たら価格が落ち着くと言われていましたが、実際はどんどん上がって今のような状態になっています。

そこで、私は、消費者と生産者の方々の両方の意見を伺いました。アンケートは取っていませんが、消費者の方は地域を中心に100名以上、生産者の方は支持者の方を中心に20名ぐらいの方に直接お話を伺っております。

まず、消費者の方からは、備蓄米が出たけど安いのは今だけで、今後高くなるのではないかと不安という意見を多く頂きました。一方、生産者の方は、機械代、油代、農薬、肥料代が上がっているので、お米の価格が上がっても収入が増えているわけではないという意見を多く頂きました。

消費者の方と生産者の方の双方の意見を聞きましたが、消費者は安く買いたい。一方、生産者の方はお米を作り続けるための価格で売りたいという気持ちを持っておられ、やはり、米の価格は双方のバランスが取れる適正価格に落ち着くことが大切だと思いました。

私も農業に興味があり、特にお米の生産について勉強したく、以前、農大のみなし塾に2年通いました。

その中で気づいたのですが、特にトラクターなどの機械が高額すぎて、若い人が農業をすることが難しいのではないかと思います。農薬や肥料も数年前より金額が倍以上するようになり、今も上がり続けています。それに加え、生産者の方の高齢化も進み、離農者が増え、今のままでは農業の未来は決して明るいものではないと感じています。

日本の主食はお米です。お米の価格高騰については、現在、国において備蓄米の放出を行い、毎週少しずつ値段が下がっているようです。昨今の急激なお米の価格高騰は、十分なお米が市場に出ていないことが原因の一つにあると思います。私は、やはり、生産者さんがお米を十分に作り続けることができれば、将来にわたり、適度な価格で消費者が購入することができるのではないかと思います。

防府市には農業大学校もあり、新しく農業を目指す若い方が就農しやすい環境もそろっているのではないかと思います。また、防府市には、佐波川沿いに広がるたくさんのきれいな田んぼが広がっています。お米を作るには、山口県内でも絶好の場所だと思っています。そこでお伺いいたします。

お米の安定供給のため、防府市ではどのような施策を行っておられるか、御答弁をお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 9 番、宮元議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宮元議員の米の生産についての御質問にお答えします。

現在、米の需給と価格が問題となっていることから、国において緊急的な備蓄米の放出等による対策が講じられており、今後、政府内の米の安定供給等実現関係閣僚会議の中で、米の安定供給に向けた検討が進められることとなっています。

そうした中、市といたしましては、持続可能な防府市農業の実現に向け、生産基盤を強化していくことが重要であると考えております。

防府市には、佐波川流域に広がる広大な平野がございます。私は、これまでこの平野を活用した土地利用型農業を推進し、山口県農業を牽引する防府市農業を目指してまいりました。このため、県農業試験場を誘致し、農林業の知と技の拠点の形成を実現することで、県との連携を強化した担い手の確保・育成に取り組むとともに、生産基盤の整備を推進しているところです。

担い手の確保・育成につきましては、県と一体となって、日本一ともいえる充実した新規就農者支援を行い、令和 4 年度以降、毎年新たな就農者を確保し、合計 13 名の方が就農されております。

また、生産力の大幅な向上につながるほ場整備についても、地域の皆様を主体に県と市が一緒になって取り組んでおり、多くの地域で急速に進んでおります。

奈美地区においては、一部の農地で既に営農が開始されており、上右田地区や玉祖地区をはじめ、中山、真尾、小島川開作、植松のそれぞれの地域においてもほ場整備の協議・検討がされております。

なお、大道地域においては、経営の大規模化を進める 4 つの集落営農法人等が 1 つの連合体を設立し、新たに農業大学校の卒業生を雇用するなど、安定した農業経営に向けた取組を進められており、県と市を挙げて支援しているところでございます。

こうした中、本市では、今年度から防府市農業公社において、農業大学校の卒業生など、就農を目指す研修生を雇用し、遊休農地を活用した研修ほ場において、米を作ることで、課題である担い手対策、耕作放棄地対策を同時に行う事業をスタートしたところです。収穫した米につきましては、小・中学校給食に無償提供することとしており、物価が高騰する中においても充実した給食を提供できるものと考えております。

また、土地利用型農業の推進には生産性を上げることが重要です。このため、農業事業

者が行う生産性向上の取組に対して、当初予算で計上した市内事業者省力化設備等導入支援事業や、このたびの補正予算案で計上させていただいております生産性向上緊急対策事業でも支援することとしております。

これらの新たな取組により農業の生産基盤を強化し、本市の土地利用型農業をさらに推進してまいります。今後とも、県の拠点、農業公社、そして農協をはじめとした関係者の方々と一緒になって、本市の農業振興に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 9 番、宮元議員。

○9 番（宮元 照美君） 御答弁ありがとうございました。県の農林業の知と技の拠点を実現するなど、市長が持っていらっしゃる農業への強い思いを感じることができました。

また、今の農業の大きな問題である担い手不足と耕作放棄地の対策のために、今年度から始められた農業公社での新たな取組についてもお聞きし、大変期待しています。

今、私の住んでいる江泊も、昔は水田ばかりだったところが、今はたくさん家が建っています。また、江泊の周辺は本当に太陽光パネルが多くなっています。このような状態ですので、人口が減っているとはいえ、十分なお米の生産ができないのではないかと感じています。

農業に関しては、担い手の不足と耕作放棄地の課題は全国どこも同じだと思いますので、そもそもお米が足りていない状況になっているのではないかと私は感じております。お米の価格が高くなっていることで、消費者だけでなく学校給食や病院の食事など、本当に必要ところで十分に提供することが難しくなっているということも報道されています。

米の流通については、平成7年までは食料管理法により国の計画で管理されていましたが、法律が廃止されてからは自由に流通するようになっています。今回の米価格の高騰はもちろん、ほかの産業と同様に人件費や物流費、材料費などの高騰も要因の一つであると思いますが、やはり市場原理で価格が決まる以上、需用と供給のバランスが大きく狂ってしまったことが主な原因であると思います。

現在、政府で米の安定供給に向けた検討がされているということですが、今からお米を増産するにしても、各地域が米の増産ができる体制を立て直すことが何よりも大切ではないかと思っています。

そうした中、御答弁の中にありましたように、防府市においては広い防府平野を活用した土地利用型農業を進めるため、担い手の育成と耕作放棄地の解消、そして農家の生産性の取組の支援など、様々な施策を行っていることを理解することができました。

また、地域の方々が一生懸命農業を守ろうとしていることも分かり、大変心強く感じて

います。防府市では、町のすぐ近くにも緑の水田が広がり、本当に美しいところです。豊富な水をもたらす佐波川もあります。防府市の持つ資源を生かすことができれば、防府市の農業の未来は本当に明るいと思います。

また、水田は水を蓄える機能もあり、防府市の防災にとっても農業振興は重要だと思います。防府市は山口県を中心であり、国衙という地名が残っているように、歴史あるすばらしい市です。農業大学校もあり、農業試験所も移転してきたということは、お米の生産場所としてのモデル都市になり得ると思います。山もあり川もあり、平地もあり恵まれています。

小泉農林水産大臣が米大臣なら、池田市長は名奉行、米奉行になっていただき、生産者さんも消費者の方も防府市で安心して暮らせるよう、引き続きしっかりと担い手の育成や生産基盤の整備、生産者の方の支援を行っていただき、防府市の農業の振興に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これで私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、9番、宮本議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、6番、松村議員。

〔6番 松村 学君 登壇〕

○6番（松村 学君） 「自由民主党明政会」の松村学でございます。ちょっと今日喉がいがいがしているので、ちょっとお水を飲みながらやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このたびは防府市の8050問題に直結するひきこもり支援の在り方について質問します。どうぞよろしくお願いいたします。

8050問題とは、80歳の親が50歳の子の生活を支えるため、強い経済負担や精神的苦痛を受けることで、最近ではさらに長寿が進み、90歳の親が60歳の子ということで、9060問題というワードも登場してきました。

この原因となっているのが、こどもが社会への恐怖心等で自分と世の中を隔離し続け、若い頃からひきこもりになることです。

ひきこもりの子は、親の収入を当てにし続けて生活し、親が高齢になって介護状態になればさらに生活できなくなり孤立していきます。ひきこもりは、対処法を間違えるとさらに症状がひどくなり、暴力化して孤立、孤独の結果、川崎市や東京都練馬区の殺人事件など引き起こされております。

厚労省の発表では、15歳から64歳までのひきこもり人数は全国で146万人であり、

防府市では1, 300人程度と先日御答弁もありました。

併せて小・中学校の不登校児童もひきこもり予備軍であり、小学校では117人、中学校では221人程度となっております。

文科省の定義では、年間30日以上欠席した者のうち、心理的、情緒的、身体的、社会的背景で登校しない、したくてもできない状況が年間欠席した者のうち、病気や経済的理由のものを除いた者を不登校であり、ひきこもりは同様に、原則的に半年以上家にとどまり続けている状態をひきこもりと定義しています。厚労省でも大人の場合、就業、親以外と接しない方を同様に定義しております。

現在、ひきこもりに関わっている福祉事業者や保護者の方からも、コロナの影響もあるかもしれませんが、近年以上にひきこもりで悩んでいる声が多くなり、学校や相談窓口に行っても満足できる対応となっていないなど声が寄せられています。

中には、どうか解決したい一心でひきこもりの保護者同士でひきこもりカフェなど、交流の場や居場所づくりを任意でやられている方がいらっしゃいますが、ひきこもりの權威の先生に相談すると、きちんと対処法を学んでからやらないと解決に至らないから、紹介してほしいと助言も受けたところです。

私が聞いた家族からの要望としては、先生の協力体制の強化や専門家との交流がしたい。学校以外で学校が出席扱いできる場所が欲しい。就労に至るまでのボランティア、弾みになる機会の確保、不登校、未就労、長期ひきこもりとなる親の不安が強いため、交流の場、ひきこもりを出した人の話が聞ける場所が欲しい、ひきこもりの方からも、親以外の協力が欲しいなど、たくさんの声が寄せられています。

とにかく先ほど述べたように、その人に合っていない手をすれば悪化するため、1, 300人いれば1, 300人の個人個人にあった丁寧、複雑な対処法が必要になるのがひきこもり問題を解決する肝になります。

そのため、その肝にあった大きな取組をする必要があります。こういう状況の中、厚労省もひきこもり支援を強化すべく、都道府県・政令指定都市に設置していたひきこもり地域支援センターを、令和4年度より市町村を設置主体とし、段階的に充実すべきとしています。

さらに、その整備に対し重層的支援体制整備事業というものがあまして、していない場合は補助率2分の1で1,000万円、している場合は2分の1で750万円、任意事業の取組には加算額として50万円から300万円と手厚くなっています。いずれは、どの市町村もひきこもり地域支援センター設置を目指さなくてははいけません。

また、厚労省が自治体向けの指針を従来の就労や社会参加など自立を支援のゴールにし

ておりましたが、今後は本人が自分を肯定して主体的に意思決定ができることが自立であり、支援の対象者を広く多様化する悩みに寄り添うこと、伴走することがゴールとなっています。大変きめ細やかな支援と体制が要求されます。

本市では、令和元年から２年までサポーター事業を実施し、３年から５年は休止、６年度再開してサポーター事業を実施していますが、相談件数も含めまだ少数ですが、日増しにひきこもりに困っている市民の声は大きくなっています。

先ほど述べましたひきこもり支援に特化した事業の段階的な充実としてサポーター事業、次に支援ステーション、これは機能的には相談支援、居場所づくり、ネットワークづくり、最終目標である支援センターというのは、さらに家族会の開催や住民への啓発普及等、総合的に実施するものであり、令和５年度から６年度の自治体実績では、サポーター事業については１２０件から１５５件へ、ステーション事業は９３市町村から１１０市町村、そしてセンターについては３２市町村から３８市町村となっており、着実に整備が進んでいます。

県内のほうは結構進んでおりまして、宇部が直近では利用者が２，３１１名、山口が１，０１４名、萩はちょっとすいません、分かりません。山陽小野田市が３３６名に加えて、昨年できた周南市が１２２名とステーション、センターの事業がなされて、既にこの施設に通われている利用者の方も社会復帰しているというすばらしい成果が出ております。

防府市からも、宇部や山口のほうへ家族相談が２２名、家族心理教育参加１７名、日中一時支援の請求ができないひきこもりの方のサービスで３１名と通われているそうです。ぜひ防府市としても他市と比べていろんな行政サービスが整っているすばらしい流れにありますので、防府市でも、この根が深いひきこもりという問題解決のため、次の支援のステップアップを図っていただきたいですが、ぜひとも御答弁をよろしくお願いします。

○議長（安村 政治君） ６番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 松村議員の８０５０問題に直結する近年増加するひきこもり支援の在り方についての御質問にお答えいたします。

私は、ひきこもり状態にある方やその御家族が、社会的に孤立することがないように、またこのような方を増やさないように、ひきこもり、不登校の両面で適切な支援が必要であると考えております。

議員御案内のとおり、令和４年度の内閣府調査から推測される本市のひきこもりの方の人数は約１，３００人であり、加えて小・中学校の不登校児童・生徒も３００人を超えております。

また、いわゆる８０５０問題や９０６０問題をはじめとしたひきこもりに起因する問題は、今後ますます増加、複雑化することが懸念されております。

こうした状況の中、本市におきましてはひきこもり相談窓口や福祉総合相談窓口を設け、御本人や御家族からの相談に応じるとともに、県や相談支援事務所等と連携し適切な支援機関や医療受診への橋渡し、思いや体験を分かち合える場の提供、ひきこもりサポーター派遣事業など、多面的な支援に努めてまいりました。

また、新庁舎を福祉の拠点、ひきこもり支援の拠点として位置づけ、県のひきこもり地域支援センターと一体となり、県と市の職員が初期段階から合同で家庭訪問やケース会議を行うなど、これまで以上に緊密で迅速な支援を行っております。

この本市独自の強みである県と一体となったひきこもり地域支援センターを最大限に生かすため、市の役割として支援機関のネットワークの強化、居場所づくりなどの支援体制の充実を図ることが何より大切です。

支援機関のネットワークの強化については、自立支援協議会や就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム等、支援機関が参画する既存のネットワークを活用して対応することとしております。

また、居場所づくりについては、当事者が自宅以外で安心して過ごせ、悩みや思いを話せる居場所を来年度から開設する準備を進めているところでございます。

こうしたひきこもり支援体制の強化を図ることが、議員御指摘のひきこもり支援ステーション事業へつながるものと考えております。

また、教育委員会では不登校対策として、これまでの不登校対策に加えまして魅力ある授業や学校事業の実施や、今年度は全ての小学校にインクルーシブ遊具を整備するなど、行きたくなる学校づくりに取り組まれることになっております。

今後も、ひきこもり状態のある方の自律に向けた支援にしっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） ６番、松村議員。

○６番（松村 学君） 御答弁ありがとうございます。先ほど、来年から充実するために実施するようにやっていくという話がありました。大変期待しておりますが、これは先ほど私が御紹介した厚労省の重層型の補助金を使ってある程度整備していくという話になるのでしょうか。そこだけちょっと確認をさせてください。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） お答えいたします。

現在のところ重層の補助を使う予定はございません。

○議長（安村 政治君） 6 番、松村議員。

○6 番（松村 学君） これはじゃあ今から再質に入りますが、ぜひこれを活用して大がかりにやってください。今日は御提案ですので、今日はあまりここまでしか言えんというところもあると思いますけども、ぜひちょっと御検討をお願いします。来年度に向けてお願いいたします。

で、今、相談窓口、相談体制をつくっているということですがけれども、これは実際今どのような資格を持った方が何人体制ぐらいでやられているのか。

併せて、教育委員会につきましても、こういった小・中学校のひきこもりについて窓口というのはあるんかどうか分かりませんが、こういった方がどのように、どういう体制でこの対応をしているのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 私のほうからは、相談窓口のほうについてお答えいたします。

相談窓口では、相談窓口を障害福祉課に設置し、保健師職員 4 名で対応しております。また、福祉総務課のほうにも福祉総合相談窓口相談専門員 2 名を配置しております。

以上でございます。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 私のほうでは、長期にわたって欠席が続く児童・生徒への対応について御答弁させていただきます。

まず、長期にわたって欠席が続く児童・生徒への対応につきましては、何よりも早期の段階から家庭との連携を密に図ることを大切にしております。児童・生徒や保護者が抱える個別の事情や不安に寄り添い、カウンセリングや学習支援をはじめとする必要な支援を切れ目なく提供できる体制を整備しております。

本市では、防府市教育支援センターオアシス教室及び在宅学習指導員の支援など、不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の提供を行っております。

また、生活安心相談員やスクールソーシャルワーカーの派遣など、学校と関係機関をつなぎ児童・生徒や保護者への支援の充実を図っております。

さらに、福祉部局との連携による支援にも取り組んでいるところでございます。

○議長（安村 政治君） 6 番、松村議員。

○6 番（松村 学君） 実は、今、保健師の方がやられたりとか、スクールソーシャルワーカーのほうをやられていると、いろいろな話があったんですけども、実は今頃ひきこ

もり支援相談士という方がいらっしゃるしまして、これ半年ぐらいで資格が取れるんですけど、何でもこれを紹介したかというのと、やっぱりきちっとそういう専門で、いろんなこと全部分かっている人がやっぱりやるべきではないかと。

やっぱりスクールソーシャルワーカーとか保健師の方も、今こういったひきこもりに対する研修を実際積んでいらっしゃるのか分かりませんが、本当研修積んだぐらいじゃとても対応できないんですよ。

だから、やっぱり実際研修に行ったり、現場研修とか、もちろん知識も当然なんですけど、それに付随するいろんなネットワークとか、そういったものを全て総括して持っている方が御相談していかないと、先ほど言ったように悪化してしまうということなんですね。

実際、小・中学校のほうでもスクールソーシャルワーカーの方が来ていらっしゃるんですけど、相談だけして結局そのまま何もないような状態もあったというふうにちょっとこぼれ話で聞いておりますので、これはやっぱりちゃんと追っていかなきゃいけない。そういう問題です。

さらに、先ほど言いました厚労省の補助金でも、専門職を配置しますと任意事業として補助金が加算されますので、これも使えば専門職としてぜひ相談窓口にそういう方を置いていただきたいということで、教育委員会もそういう方に相談をしながらやっていくとか、やっていただきたいなというふうに思います。

もっと細かく聞きますが、相談を受けてから実際フォローですよ、どういう対応をしていっているのか。一応相談件数は昨年度が十数件だったと。サポーター派遣が1件というふうに聞いておりますけども、実際具体的にどのような相談が多かったのか、まちまちあるかもしれませんが、ちょっと事例を紹介していただいて、教育委員会のほうもどういうふうな相談があって、どういうふうに対応していったのか、どういうふうにきちんと、1回対応するだけじゃ駄目と思うんで、何回も何回もという話になると思うんですけど、実際じゃあどういうふうにやられたのか、ちょっと事例を紹介していただきたいと思います。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） ひきこもり相談ですので、相談内容についてもひきこもりの御相談だということですが、どういうふうにつないだかと申しますと、関係機関、あるいは保健所とか精神保健福祉センター、医療機関、それから地域のスポーツクラブのボランティアだとか、あと相談支援事業所、そういったところへおつなぎをしております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） 教育委員会のほうですが、家庭のほうから、じゃあ学校のほうからそういう相談があった場合には、まず家庭としっかり面談をするというか、そういう形で保護者の方、本人との面談の上で、どういう形の支援を望んでいるか。

それから、こちらの者としては、先ほど言った教育支援センターがあります。それから、家からなかなかと言うんだったら在宅の指導もありますとか、そういった話のとにかくしっかりと連携をするということをメインでやっております。

先日、先ほど議員もひきこもりカフェのことをちょっと言われましたが、そういうちょっと保護者の集まりがあったので私もちょっと参加をさせていただいて、そこで実際に聞いた保護者のお話として、学習のことの不安、それから進学のことの不安と、それから特にネットワークをつくりたいという不安のことを言われていて、それはその場でつくっておられたんですが、私もそのことを聞いて帰ったことについては、各学校に今日こういう会合があって、こういう話が出たから、しっかり学校とつながる中で思いを聞くんだということを伝えているところでございます。

以上です。

○議長（安村 政治君） 6 番、松村議員。

○6 番（松村 学君） どこへつながって聞くというよりも、それを専門家を交えてどっちにチョイスしたほうがいいよというふうにしていかないと、結局押しつけになってしまうというか、その母親ですらどうやってケアすればいいかというのは分からないわけなんで、やっぱりそれを間違えると悪化すると。ここがすごい難しいところなんですね。

ですから、今先ほど言ったように、あまりあくまで資格があるかもしれんけど、そのひきこもりに特化した資格じゃないわけですよ、保健師とかいろんな今のスクールソーシャルワーカーとかですよ。ですから、そういう方をやっぱりいないのであれば、そういう専門機関というか、今先ほど紹介したように、山口とか宇部とかそういった専門を指導しているところがありますので、そういったところに聞きに行ったり、やっぱりそういうことをとにかくまずはしてほしいんですよ。手当てを間違っただけじゃないというのが一番言いたいことなんですね。

そのために必要なのが、今先ほど言った支援センターであったり、支援ステーションであるということなんです。市長どうぞよろしくお願いします、何かあれば。

○議長（安村 政治君） 市長。

○市長（池田 豊君） 再質問というか、お答えいたします。

ひきこもりは大きな問題でありまして、先ほど御答弁申し上げましたように、今の自立支援ネットワークの強化を図って場所づくりをすることによって、このひきこもり支援ス

テーション事業ですね、そちらにつながるように、今それがつながるということで、それに向けて今頑張っているわけですけど、それに向けましては防府市は保健所が同じ建物の中にあると、そういうことをしっかりと踏まえて、いいものが先駆的にやられているところがあって、それはしっかりといいものをつくりたいと思いますし、またうちのほうは教育委員会と一緒にあって、さっきは予備軍ということがありましたけれども、小学校の不登校対策ということもちょっと大きな問題だと思いますので、そのためには、教育委員会になりますけれども、こどもたちが行きたくなる学校づくりということで、それらも進めていくということで、そういう合わせることによってひきこもり対策を進めていきたいと考えております。

○議長（安村 政治君） 6 番、松村議員。

○6 番（松村 学君） 分かりました。あともう一つ、そういえばこれも言わにゃいけんやった。オアシス教室なんですけど、これ前もちょっと担当課の人に言ったことがあるんですけど、何か先生の了解がないとそこ入れないという話を聞いたんですよ。

これもそのカフェをやっている方から聞いたんですけど、やっぱり自由にこどもが行けるときに行けるように、だから一番いいのは、自発的に外に出ようとしたときに、その居場所をつくってあげる、それが大事なんです。それがオアシス教室だと思うんですけど先生の許可がないと入れんにゃ、結局またそれまで時間もたつし行けないと、やっぱり行かないというような話にもなっているようなことを聞いたんですけど、どうなんでしょう、実際は。

○議長（安村 政治君） 教育長。

○教育長（江山 稔君） ちょっとその先生の許可がないとという事情がよく分からないところがあるんですけど、面談をしてそこに一回見に行って、それから通室願いが出れば、その子についてはいつ行ってもそれは大丈夫だと思うんですけど、ただ普段学校になかなか欠席がちな子が、今日ちょっと行ってみようと言ったときに、行ってはいけないではないんですけど、受けた、来た子についてはあそこにいる職員というか、教員がいますから受け入れると思うんですけど、そういったちゃんと伝えているのというあたりの部分で、受け入れができなかったんだと思いますが、今後そういうこともないように保護者にしっかり情報を伝えて、連携を取ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（安村 政治君） 6 番、松村議員。

○6 番（松村 学君） 分かりました、ありがとうございます。より円滑になるように、教育長から答弁がございましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

大体、もういいですかね。今までいろいろるちょっと質問させていただきましたけども、とにかくこの問題というのはすごい難しい問題です。安易に考えると、逆にやっている感だけでやっていたら逆に悪化してしまうし、それだったら本当やらんほうがええんじゃないかというぐらいの問題なんですね。

ですので、今も厚労省がやっとうこういうひきこもりに対する考え方をがらっと変えてきました。とにかく市町村にその広い窓口、県と先ほど連携されているとおっしゃいましたが、ちなみにちょっと聞くんですが、県とはどういう感じで具体的に連携して動きをしているのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 先ほども申しましたが、県と一緒にケース会議をしたり、訪問したりとかそういうふうに連携をしております。

以上です。

○議長（安村 政治君） 6 番、松村議員。

○6 番（松村 学君） ちょっと先日県の保健所のほうへ確認をしたんですけど、同じ人に対して県と市が共有しているわけではないということで、県が相談して県だけでやっている場合もあって、市だけの人もいるかもしれないというのがあったんですけど、ということというのは御存じですか。

○議長（安村 政治君） 福祉部長。

○福祉部長（藤井 一郎君） 詳細はちょっと分かっておりません。

○議長（安村 政治君） 6 番、松村議員。

○6 番（松村 学君） これがええんか悪いか分かりませんが、市に相談したくないからという人もおるんかもしれませんが、ただ、先ほどもそのひきこもりの情報というのは、お互いが共有していかないと連携にならないと思うんですよね。少なくともこういう人が相談来たよと、防府市としてもこういう人が今相談に来て、県のほうへ報告したりとかして、やはりお互いの持ち場、持ち場でできることを一生懸命やっていかないといけないと思うので、私としては今後一応県でアプローチしますという話になるんかもしれませんが、実際防府市内にこういう方がひきこもりでおりますという情報だけはしっかりと共有していただいて、逆にきめ細やかなその支援、先ほど言われましたけど、結局今、橋渡しもされているということで、児相とか精神保健福祉センターとか発達障害支援センター、障害就労施設であったり病院であったり、ハローワークであったり、いろんなすごい関連の施設があります。

当然、一人の親では分かりませんので、やっぱり県とか市のほうに相談してくるし、逆

にやっぱりサポーターで派遣をして、でもなかなか会ってくれないですよ。なかなか会ってくれないんですよ、サポーターがいてもですね。

ですから、またそういう作戦を県と市で考えて、特にできればですけど、そういった先ほど私山口とか宇部とか、その専門の施設があると言いましたけど、そういうところにもしっかり相談をしてやっていただきたいなと。できればそういう方を防府市で養成していただきたいと思います。それだけちょっとお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、このたび厚労省のほうも全国市町村職員向けにガイドブックを作成、配布しております。市町村にセンター設置を目標にしているのは、より細やかな支援が必須であり、手厚い支援策もその整備が急務だからで、それはひきこもりという問題の難しさ、長きにわたり寄り添った伴走的支援が必要であるからです。

また、支援手法としては居場所づくり、家族教室からの家族会、ネットワークづくり、住民への理解、啓発活動、専門職の配置、窓口の充実、支援者の育成が重要ですので、行く行くはひきこもり支援センターを設置していただくよう強く要望し、防府市としてはぜひひきこもりゼロを目指していただきたいと、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 以上で、6番、松村議員の質問を終わります。

○議長（安村 政治君） 次は、14番、宇多村議員。

〔14番 宇多村史朗君 登壇〕

○14番（宇多村史朗君） 会派「自由民主党」の宇多村でございます。本日は介護保険制度の隙間を埋める老人福祉法について、また中山間地域への集落支援員の導入について、大きく2項目について御質問いたします。執行部の真摯なる御答弁をよろしくお願いいたします。

我が国は、世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進行しており、本市もまた例外なくその波の中にあります。

統計によれば、本市の高齢化率は年々上昇しており、現在31.7%、今後もその傾向は加速すると予測されています。

高齢者の皆様が、住み慣れた地域でその人らしく尊厳を持って安心して暮らせる地域社会を築くことは、市政にとって最重要かつ喫緊の課題であります。

現在、高齢者の生活を支える主要な制度は介護保険制度です。この制度は、高齢者の皆様が必要な介護サービスを受けられるよう多大な貢献をしてきました。しかし、その利便

とは裏腹に、現実にはこの介護保険制度の枠組みだけでは救い切れない高齢者の方が多数いらっしゃるのが現状です。

例えば、要介護認定を受けるほどではないものの、御病気や心身の衰えにより日常生活に不安を抱えていらっしゃる方々、あるいは認知症の初期症状でありながらも、御家族の介護負担が限界に達し、精神的にも肉体的にも追い詰められている方々、さらに深刻なケースとしては経済的な困窮、住居の問題、あるいは家族からの虐待や孤立などにより在宅での生活が困難になっているにもかかわらず、どこに相談してよいか分からず、あるいは制度の複雑さゆえに、利用に結びつかず孤立してしまっている方々です。

これらの方々は、まさに制度のはざままで苦しんでいらっしゃるのです。介護保険制度が必要な人に、必要なサービスをとという理念の下で運用されている一方で、その必要の定義から外れてしまう、あるいは制度の複雑さゆえに利用に結びつかない高齢者の方々が、誰にも気づかれずに生活の困難を抱えているこの状況を看過することはできません。

このような制度のはざまにある高齢者を救済するための制度として、老人福祉法がその重要な役割を担っています。老人福祉法は、全ての高齢者が心身ともに健やかにその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な福祉サービスを提供することを目的とした介護保険制度のセーフティーネットとして位置づけられるべき法律です。

特に、介護保険制度では対応し切れない経済的な理由や住環境の問題を抱える高齢者に対して、養護老人ホームは最後のとりでとして機能を果たすべき存在です。

しかし、その理念とは裏腹に、現行の老人福祉法に基づくサービスは必ずしも制度のはざまにある高齢者の多様なニーズを十分に満たし切れていない現状があると感じております。

私は、市民の皆様から多くの声をお聞きする中で、本来であれば養護老人ホームの対象となるべき高齢者の方々が、その存在すら知らず、あるいは入所の手続の煩雑さ、入所後の生活への不安から利用をためらってしまうという現実を目の当たりにしてきました。

つまり、潜在的な入所資格者が必要な支援に結びついていないという非常にゆゆしき課題があると考えております。

そこで、執行部にお伺いしたいのは、市として介護保険制度の対象とならない、または対象であっても十分な支援を受けられていない高齢者の実態をどのように把握されているのか、その現状認識についてお聞かせいただくとともに、その方たちへの対応はどのようにされているのかお伺いいたします。

次に、この潜在的な入所資格者をいかに掘り起こし、彼らが安心して生活できる環境を確保していくのが重要であると考えます。本市における入所枠の充足率や入所待機者の

有無についてお尋ねいたします。

そして、最も重要な点として、潜在的な入所資格者が制度の存在を知らずに支援を受けられていないケースが多数あると考えますが、これらの高齢者を掘り起こすための具体的な取組について、例えば地域包括支援センターとの連携強化についてです。

地域包括支援センターは、高齢者の身近な相談窓口であり、多職種連携の中心的な役割を担っています。しかし、多岐にわたる業務の中で、老人福祉法に基づく支援の必要性を見極め、適切な機関へつなぐための専門性や時間的余裕が確保できるよう、またセンター職員が潜在的なニーズを確実にキャッチできるよう、研修の充実や人員体制の強化することについて提案いたします。

次に、民生委員・児童委員による情報提供の促進についてです。地域に根差し、日頃から高齢者と接する機会の多い民生・児童委員の皆様は、孤立しがちな高齢者の変化を早期に発見する上で非常に重要な役割を担っています。民生委員の皆様へ老人福祉法の役割や養護老人ホームの利用対象者についての理解を深めていただくことで、潜在的なニーズを掘り起こし、行政へとつなぐ仕組みを構築していかれることを提案いたします。

次に、広報啓発活動の強化と多様化についてです。

老人福祉法や養護老人ホームの存在は、残念ながら一般市民には十分に知られていないのが現状です。市広報やホームページだけでなく、高齢者が集まる場所でのパンフレット設置、高齢者向けイベントでの説明会の開催、地域のケーブルテレビやラジオを活用した広報など、多様な媒体を用いた戦略的な情報発信を展開していかれることも提案いたします。

特に、スマートフォンやインターネットを利用しない高齢者層への情報伝達手段についての具体的な工夫が必要だと考えております。また、養護老人ホームへの入所を検討する際、必要となる手続の煩雑さや入所後の生活環境への不安から、利用をためらう高齢者がいるとの声も聞かれます。入所申請から入所後の生活に至るまで、高齢者が安心して制度を利用できるようなきめ細かな支援体制が重要だと考えております。

具体的には、申請書類の簡素化や申請時における丁寧な聞き取り、相談体制の整備、入所後の生活環境や施設での過ごし方についての情報提供が大切だと思いますが、いかがでしょうか。養護老人ホームの潜在入所者、入所資格者の掘り起こしと周知についてお伺いいたします。

次に、地域包括ケアシステムの進化と地域共生社会の実現に向けての質問です。

地域ケアシステムと老人福祉法は、高齢者福祉の充実を目指す上で相互に補完し合う関係にあります。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域全

体で高齢者を支えるための方策についてお伺いしてまいります。

地域包括ケアシステムは、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供し、高齢者が必要な支援を受けられる環境を整えることを目指しています。

老人福祉法に基づく事業は、生活支援や緊急保護といった側面で介護保険制度では対応し切れない部分を補完する役割を担っています。

市として、この２つの制度を有機的に連携させ、高齢者の複合的な課題に柔軟に対応できるよう、組織間の連携が強化されることを期待しております。

例えば、ケース会議において、介護保険サービスの利用状況だけでなく、経済状況や住居関係、家族関係、地域とのつながりなど高齢者の生活全般を多面的に把握し、老人福祉法に基づくサービスも選択肢として検討できるよう、横断的な連携体制の確立が重要だと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、老人福祉法に基づく事業を推進するに当たり、関係機関、例えば医療機関、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、地域住民などとの連携強化を考えていただきたく思います。

地域共生社会の実現には、行政や専門機関だけでなく、地域住民一人ひとりが自分ごととして高齢者福祉に関心を持ち、支え合う意識を醸成していくことが不可欠と考えております。

例えば、地域住民による見守り活動やサロン活動の支援、ＮＰＯ法人など、民間の活力を活用した新たな生活支援サービスの創出など、高齢者を支えるための地域ネットワークづくりの強化が必要だとも考えておりますが、いかがでしょうか。

そして、将来的には、高齢者福祉にとどまらず、障害者、こども、生活困窮者など、全ての人々が地域で孤立することなく互いに支え合い、自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現を目指すべきです。

本市が真の意味での地域共生社会を実現するためにどのようなビジョンを描かれているのか、執行部の御方針をお伺いいたします。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（安村 政治君） １４番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 宇多村議員の介護保険制度による支援を補完する老人福祉法に基づく高齢者支援と、地域共生社会の実現についての３点の御質問にお答えします。

まず、１点目の老人福祉法における高齢者支援の現状と認識についてです。

本市の老人福祉法における高齢者支援のうち、議員お尋ねの養護老人ホームへの措置入所について申し上げます。

養護老人ホームへの措置入所の対象者は、おおむね65歳以上の方で環境上及び経済的理由から在宅での生活が困難な方となっており、支援が必要な方が入所されています。

また、介護保険制度のはざままで十分な支援を受けられない高齢者の方については、各地域包括支援センターやケアマネジャー、親族、民生委員の方などから市に寄せられる相談により把握しております。それらの情報をもとに、対象者の方の状況等をお聞きした上で、必要に応じて養護老人ホームへの入所を御案内しています。

今後も、各地域包括支援センターや関係機関等と情報を共有、連携しながら、必要な方に必要な支援が届くよう対応してまいります。

次に、2点目の養護老人ホームの潜在入所資格者の掘り起こしと周知についてです。

本市の養護老人ホームは、定員50人に対して44人が入所されており、入所待機者は現在おられません。入所が必要と思われる方については、1点目の御質問でお答えしたとおり、様々な視点で把握に努めております。

本市といたしましても、養護老人ホームは老人福祉法における支援として重要な役割を果たしていると認識しておりますので、議員の御提案も参考にさせていただき、引き続き関係機関と連携を取りながら、必要な対応をしてまいります。

併せて、入所できる体制の整備につきましても適切に行っており、昨年度も実情に合わせて措置費の見直しを行ったところです。今後も、入所者が安心して生活できるよう、必要な対応を行ってまいります。

最後に、3点目の地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向けてについてです。

議員御案内のとおり、地域包括ケアシステムは、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組みで、地域共生社会の中核となるものです。

本市では、高齢者への効果的な包括的支援のため、生活支援コーディネーターと自立支援コーディネーターを各包括支援センターに配置し、地域の社会資源等の開拓、地域の課題解決、ネットワークの構築等を行っております。また、昨年度から、福祉総務課に福祉総合相談窓口を設置して、障害者、こども、生活困窮者等の様々な相談に応じており、必要に応じて行政機関及び関係機関が連携し、部署横断的に支援をしています。

今後も、高齢者だけでなく、全ての人が地域で支え合い、自分らしい生活が続けられるよう、地域共生社会の実現に向け、本市の地域包括システムを生かしながら、関係機関との連携により、一層強化し、包括的支援を行ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安村 政治君） 14番、宇多村議員。

○ 1 4 番（宇多村史朗君） 真摯なる御答弁、ありがとうございました。

本市の老人福祉法における高齢者支援については、地域包括支援センターや関係機関と情報共有、連携しながら、必要な方に必要な支援が届くよう対応していくとのこと。また、市内養護老人ホームは重要な役割を果たしていると認識している。欠員が生じているが、議員の提案も参考にし、関係機関と連携を取りながら必要な対応をしていく。次に、地域包括ケアシステムは、医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供する仕組みで、地域共生社会の中核となるものであり、今後、高齢者だけでなく、全ての人が地域で支え合い、自分らしい生活が続けられるよう、関係機関との連携をより一層強化し、包括的支援を行っていくとの御答弁がありました。真摯なる御答弁、ありがとうございました。

これからも市民が安心して暮らせるきめ細やかな福祉行政の実現を期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、介護保険制度では対応し切れない経済的な理由で住環境の問題を抱える高齢者に対し、養護老人ホームは最後のとりでとして機能を果たすべき存在です。

施設の老朽化対策や設備の更新、さらには多職種連携を推進するための体制整備など、運営管理面における課題も山積しています。特に、施設内の照明機器や空調整備についても、長年の使用により老朽化が進み、維持管理費用や光熱費の負担が大きくなっています。

LED照明の交換や高効率エアコンの導入は、入所者の方々が快適に過ごせる環境を提供するとともに施設の光熱費削減につながり、長期的な運営安定化に寄与いたします。地域における公益的な役割を果たす養護老人福祉施設の運営を維持するため、市からの継続的かつ柔軟な支援を強く要望いたしまして、この項の質問は終わります。ありがとうございました。

次に、2項目めの質問を行います。

防府市の小野地区及び富海地区といった中山間地域における少子高齢化と地域活性化の低下という喫緊の課題に対し、集落支援員の導入についてお尋ねするものであります。

近年、全国的に人口減少と高齢化が進行しており、本市においても例外ではありません。特に中山間地域においてはその傾向が顕著であり、地域コミュニティの維持、生活インフラの確保、そして何よりも住民の皆様の暮らしを守ることが喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、私は、地域住民の生活を支援し、地域コミュニティの活性化を図るための新たな仕組みとして、集落支援員の導入を提案いたします。

集落支援員は、過疎化や高齢化が進む地域において、地域住民と行政あるいは地域内外の様々な主体との橋渡し役となり、住民の生活支援、地域活動の推進、移住定住の促進など多岐にわたる活動を行う人材です。

具体的には以下のような活動が想定されます。

生活支援に関することとして、高齢者や移動困難な住民への買物支援、通院支援、生活相談、安否確認など、日常生活における様々な困りごとに対する支援を行います。これにより、地域住民が安心して暮らし続けることができる環境づくりに貢献いたします。

地域活動の推進に関することとして、地域のお祭りや伝統行事の維持、新たな地域活動の立ち上げ支援、住民間の交流促進など、地域コミュニティの活性化に向けた取組を支援します。これにより、住民の主体的な活動を促し、地域の一体感を醸成します。

次に、情報発信、交流に関することとして、地域の魅力や情報を外部に発信し、都市住民との交流を促進します。また、移住定住希望者への情報提供や相談対応なども行い、新たな人材の流入を促進します。

行政との連携に関することとして、住民のニーズを的確に把握し行政に伝えとともに、行政からの情報を住民に分かりやすく伝え、双方の連携を強化します。これにより、行政サービスの効果的な提供と、住民の意見が反映される地域運営を目指します。

そこで、事例調査をいたしましたので、要望も併せ報告させていただきます。総務省が、令和6年度、集落支援員の活動状況について発表しております。議員の皆様には、お手元のタブレットの第2回定例会議場配布資料のほうに資料を掲載しておりますので、御高覧ください。

お示ししておりますとおり、全国の兼任集落支援員数は、平成20年度は、概数でございますが、199人の集落支援員からスタートし、令和6年度には2,645人とかなり早いペースで年々増加しており、全国の自治体でその制度に取り組んでおられる実態が顕著に現れております。

さて、山口県内の取組状況を報告させていただきます。

山口県では10市町が取り組み、68人の集落支援員が活動しております。近隣では、宇部市7人、岩国市8人、長門市23人、柳井市3人、美祢市5人、山陽小野田市11人、周防大島町1人、田布施町1人、平生町6人、阿武町3人の集落支援員の方が地域の活性化のために活動されておりますので、この場をお借りして報告させていただきます。

平成20年度からスタートしたこの制度は、過疎地域等の集落の維持・活性化のため、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウを有する人材が、集落の巡回、状況把握、住民同士の話合いの促進、これらを通じ必要とされた具体的な取組やその取組主体となる地域運営組織などのサポートを行います。集落支援員は、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して活動を行う立場になります。

また、その財源についてでございますが、国の特別交付税が措置されております。具体

的には、集落支援員を設置した地方自治体には、集落支援員 1 人当たりの上限額は 500 万円の措置があります。国策としての制度でありますので、この制度を有効に利用し、早急に集落支援員の導入に取り組まれることを期待しております。

他自治体の事例を見ますと、集落支援員の導入により、地域住民の生活満足度が向上したり、新たな地域活動が生まれたり、移住者が増加するなど、様々な効果が報告されています。

例えば長門市の場合、各地区にあるまちづくり協議会の活動や、各地区の地域福祉の向上のための活動に意欲的に取り組んでいただける方として、協議会エリアと福祉エリアに分け、地域の実情に詳しい方で心身ともに健康な方、次に普通自動車運転免許を取得している方、次にワード、エクセル、インターネットなどの基本的なパソコン操作ができる方を条件にそれぞれ集落支援員を募集し、集落機能の再生に取り組まれております。勤務日数は週 3 日の勤務、週 5 日の勤務がありますが、地域における業務量により勤務日数が異なるようです。

本市においても、集落支援員を導入することで、地域ごとの特性や課題に応じたきめ細かな支援が可能となり、より持続可能な地域社会の実現につながるものと確信しております。

そこでお伺いいたします。

1 点目として、地域コミュニティの維持・活性化に向けた市のこれまでの取組についてお聞かせください。

2 点目として、国の制度を利用して集落支援員を導入してはいかがでしょうか。市民の皆様が安心して、そして生きがいを持って暮らせる防府市を目指し、活気あふれる地域社会を次世代につないでいくために集落支援員の導入は重要な一歩となると考えております。よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（安村 政治君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村議員の集落支援員の導入についての 2 点の御質問にお答えいたします。

私は、総合計画の基本目標である明るく豊かで健やかな防府の実現に向け、地域が元気であることが防府市全体の活力につながると考え、まちづくりを進めてまいりました。

各地域においては、夏祭りや文化祭、また高齢者の見守り活動や環境美化活動等、様々な活動が行われています。こうした地域の活動の拠点となるのは公民館であると考えております。

そのため、15か所全ての公民館を将来にわたって存続させたいと考え、現在、計画的に建て替えを進めているところでございます。

まず、1点目の地域コミュニティの活性化等に向けた市の取組についてです。

議員お住まいの富海地域では、清らかな新川で舞う蛍を鑑賞するホタルまつり、大勢の見物客でにぎわう菖蒲まつり、海開き前に地域で清掃する恒例の富海海水浴場クリーン作戦等、多くのイベントを行っておられます。また、富海の観光周遊ルートやビュースポットの看板を作成され、地域交流スペース富海駅に設置されるなど、富海の魅力発信にも取り組まれておられます。

こうした地域の取組を支援するため、本市におきましては、地域と行政のパイプ役を担う地区担当職員に加え、令和4年度から若手職員を地域支援担当職員として配置し、昨年度は富海を含め市内14地域で行事の事前準備や運営支援、環境美化活動等を地域の方々と一緒に行いました。地域の皆様からは、人手不足のところ助かった、また来てほしいと喜びの声をいただいているところです。

さらに、議員の皆様等からの御要望も受け、地域の様々な課題解決に向けた取組を支援する、がんばる地域応援事業を昨年度創設いたしました。この事業は、地域の美化活動等地域の主体的な取組に対して支援し、地域の課題解決だけでなく、地域コミュニティの活性化にもつながるものです。今年度は、地域の声をお聞きし、新たに地域自治会連合会を対象とし、複数の自治会にまたがる広域的な取組を支援できるよう、補助上限額を30万円に引き上げるなど拡充したところです。今後も、こうした取組により地域を支援していきたいと考えております。

次に、2点目の集落支援員の導入についてです。

集落支援員は、地域の実情に詳しく、地域の状況把握、話合いの促進、地域の活性化に向けた主体的な取組の支援等を行う人材であり、この人材が核となり、地域を活性化することを目的とする国の制度です。人口減少が進み、今後ますます高齢化が進む中、特に富海地域をはじめとした中山間地域と周辺地域においては、各地域の状況に応じた取組が大切になってくると考えております。

議員お尋ねの集落支援員につきましては、例えば地域活性化協議会等でさらなる活性化のために計画される地域の取組において、その役割が明確に位置づけられ、必要となる場合には導入できるよう進めてまいりたいと考えております。

今後も、明るく豊かで健やかな防府の実現に向け、地域が元気であることが防府の元気につながるよう、地域の主体的な取組を応援してまいります。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安村 政治君） 14番、宇多村議員。

○14番（宇多村史朗君） 真摯なる前向きな御答弁、ありがとうございました。ただいま答弁の中でありましたように、地域コミュニティの維持、活性化に向けた市の取組に御尽力いただき大変感謝しておりますし、富海、小野、大道の中山間地域の出張所には部長経験者を配置されるなど、特に手厚い支援の手を差し伸べていただいております。ありがとうございます。

中山間地域には依然多くの課題があります。地域みんなが地域のことは地域の力で合言葉の下、みんなが力を合わせ、知恵を出し合い、地域を元気にしようと頑張っております。

その中で、地域で育った、地域のことを誰よりもよく知っている若い力が必要です。御答弁から判断いたしますと、速やかな対応・導入は難しいと判断しておりますが、国の概算要求は前年の6月から始まると心得ております。地域の中でしっかり検討してまいりますので、来年度からの導入を目標にさせていただくことを切に要望させていただきまして、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安村 政治君） 以上で、14番、宇多村議員の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分 休憩

午後 1時 開議

○副議長（藤村こずえ君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私が代わって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、5番、藤本議員。

〔5番 藤本 真未君 登壇〕

○5番（藤本 真未君） 「未来防府」の藤本真未でございます。通告に従いまして、2点一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。

防府市における水辺の活用方針についてお伺いいたします。

防府市内には豊かな自然環境があり、特に佐波川は防府の中心を流れ、市民の集いの場、レクリエーションの場として大きな可能性を秘めています。近年、猛暑日が続く中で、子どもたちが安全に水遊びを楽しめる場所へのニーズが高まっている上で、本市の水辺環境についてお伺いいたします。

近年の夏は、以前よりも格段に暑くなったと感じられる方が多いのではないのでしょうか。実際に世界中で気温の上昇が続いており、ここ５０年ほどで特にその傾向が強まっています。こうした温暖化の影響で猛暑日が増え、防府市でも日中の外遊びが危険とされるほどの暑さになる日が珍しくなくなりました。

私たちがこどもの頃は、もっと外で自由に遊んでいた記憶がありますが、今では暑さのために、今日は外では遊べないねと言わざるを得ない日が多くなっています。さらに、川は危険が伴うため遊ぶには不安があり、安全に水遊びができる場所が限られているのが現状です。

山口市にある維新公園では、井戸水を引いて塩素を投入し、こどもたちの遊び場を造っており、防府市の子育て世代も多くが利用したことがある場所です。また、下関市の乃木浜総合公園には、平成１６年に完成した大規模な親水広場があります。人工の滝や水を使って遊べる遊具も設置されています。下水を高度処理した水を活用し、こどもたちが安全に水遊びを楽しめる環境が整備されており、多くの家族連れが利用されています。

どちらも水深が浅く、水着なしで小さいこどもから遊べるのが魅力的です。防府においては浅瀬の水辺が少ないことが課題だと考えています。防府市においても、このような多面的な機能を持つ水辺の整備について御検討いただけないでしょうか。このような水辺の整備には単なるこどもの遊び場にとどまらず、以下のような多面的なメリットがあるとも考えています。

１つ目に、防災機能としてのメリット。災害時には、緊急時の水源確保や避難者の方々の体を拭いたり洗ったりできる場所として活用が可能。

そして２つ目に、観光面でのメリット。下関市の事例のように、市外からも多くの家族連れが訪れる観光拠点となり、地域経済の活性化にも貢献します。

そして３つ目、子育て世代の支援メリット。猛暑日でも安全にこどもを遊ばせることができ、子育て環境の充実により、移住・定住促進にもつながると考えます。

防災機能、観光振興、子育て支援を兼ね備えた新しい形の公共施設として、全国に誇れる防府市独自の取組にできると考えますが、市としてのお考えをお聞かせください。

よろしくお願いします。

○副議長（藤村こずえ君）　５番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長　池田　　豊君　登壇〕

○市長（池田　　豊君）　藤本議員の防府市における水辺の活用方針についての御質問にお答えいたします。

私は、こどもが健やかに成長するためには元気に遊ぶことが何より重要と考え、市長就

任以来、海のメバル公園、川のゆうゆう広場、丘のKEIRINパーク、山の大平山公園をはじめとする安全・安心に配慮したこどもの遊び場を多く整備してまいりました。

議員御質問の水辺の活用方針とは、こどもが安全に水に親しむことができる場所の整備と理解しております。

本市には水に親しめる場所としては、まあ御案内にありましたが、佐波川の上流の小野地区におきまして自然体験の場であり、ゴールデンウィークにはこいながしの会場ともなっております、国のプロジェクト事業を活用して整備いたしました小野水辺の楽校があり、多くのこどもたちや家族連れでにぎわっております。佐波川下流の本橋地区には、水辺のキャンプ場であるゆうゆう広場があり、年間を通して市内外から多くの方に御利用いただいております。

また、スポーツ、イベント、環境学習を目的とし国において整備され、国のほうで管理されていますじゃぶじゃぶ池があり、そこでも多くのこどもたちが遊んでいます。

さらに、富海や野島には海水浴場があり、防府市スポーツセンターには市民プールがあります。駅周辺には、防府駅天神口の多目的広場の噴水、天神らんかん橋近くの水遊び場としての親水施設をはじめ、商業施設にも水で遊べる噴水等の施設があります。こどもたちのみならず、多くの御家族が水遊びを楽しまれています。

加えて、夏、こどもたちの夏場の暑さ対策として、議会からの御要望等により、メバル公園にはミストシャワーを設置するとともに、KEIRINパークや市内各所にもミストシャワーを設置し、こどもたちが水に親しんでいます。

このように、市内には水に親しめる場所やミストシャワーのある公園があります。現在、議員がお示しになりましたような水遊び場の計画はありませんが、防府市には清流佐波川が流れています。これからも水も生かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） 御答弁ありがとうございます。

先日、市の管理下にある水辺の楽校と、国の管理下にあるじゃぶじゃぶ池に行ってみました。議員の皆様には、お手元のタブレットに資料を入れていただいておりますので御覧ください。先ほど御紹介した事例も入れていただいております。

先日前伺いしたとき、現状はこんな感じでした。この状況が整備されている状況だとは思えません。

このたび、ある団体の方々が公園で遊べる水辺についてのアンケート調査を行っており、

3週間で665名の回答を頂いております。このアンケートを開始当初は、現在の防府市を見たときにメバル公園が浮かび、メバル公園に水辺があると。こどもたちが遊べる環境の選択肢が増えるという思いでアンケートを開始されたそうです。ですが、今あるものを活用するといった視点から、防府市の総合的な水辺を見たときに、実現性や整備にかかるコストも考え、こどもたちにとっても子育て世代にとっても、今ある水辺を活用すべきではないかという考えに至りました。

そこで再質問させていただきます。

現在の水辺の水深の管理や、赤ちゃんでも安全に座れたり、ハイハイできる浅瀬の整備、また安全柵の設置、定期的な清掃、草刈り等を含めた環境が必要かと考えます。市の認識と対応方針をお聞かせください。

よろしくお願いします。

○副議長（藤村こずえ君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（藤本 英明君） 御質問にお答えいたします。

先ほどの市長の答弁にもありましたように、議員お示しのような水遊び場の計画はありませんが、防府市には清流佐波川が流れています。これからも水を生かしたまちづくりを進めてまいります。

また、佐波川のじゃぶじゃぶ池は川岸は浅く、川を中心に向かうほど深くなっており、深いところはカヌーなどのスポーツ体験、浅いところは環境学習の場として整備されています。御利用される際には、天候や佐波川の流れの変化に伴い、池の状況も変化していきますので注意する必要があります。

なお、草刈り等につきましては、池の管理は国土交通省となっていますので、適切な維持管理等について要望してまいります。

以上でございます。

○副議長（藤村こずえ君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） ありがとうございます。

先ほどの写真にも掲載していますとおり、じゃぶじゃぶ池に関しましては国の持ち物ではあります。ですが、看板が分かりにくく周知も行き届いていません。

こちらは昨日取ったアンケートなので数が56人と少ないですが、じゃぶじゃぶ池なら知っていると言った人は56人中11人、水辺の楽校なら知っていると言われた方が16人、どっちも分かりませんと言った方が29人いらっしゃいました。じゃぶじゃぶ池も水辺の楽校も防府市にある貴重な水辺です。ですので、しっかりと周知のほうをよろしくお願いします。

そしてじゃぶじゃぶ池に関しましては、スポーツ、イベント、環境学習として整備されたことでしたが、周知ができていないため、水深が2メートル弱のところがあります。こういったところでは、ここは、こういったところなので危ないですよ、ライフジャケットを着てねなどの看板での周知も必要かと思いますので、看板を立てるなどの検討もよろしく願いいたします。

子育て世代から見ると、写真の状況は安全に水辺で遊べる場所だとは感じ難いです。最後にもう1点、お伺いさせていただきます。

子育て世代のニーズに応え、もっと身近で安全で快適な水遊び環境を拡充していくために、新たな親水空間、先ほどの質問とは重なりますが、佐波川沿いの浅瀬整備や、また、昨日の一般質問の際にベンチのお話がありましたが、ベンチのみではなく、日陰の環境を整えていただくことを強く要望させていただき、そして次期総合計画への水辺の環境整備を組み込んでいただきたいと考えますが、全てにおいて全力で取り組まれる市長としての御見解をお願いいたします。

すみません、ちょっとかぶっています。

○副議長（藤村こずえ君） 市長。

○市長（池田 豊君） こどもの立場に立って、いろいろな施策は考えていきたいと思っています。

○副議長（藤村こずえ君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） すみません、重ね重ねで申し訳ありません。ありがとうございます。

こどもたちにとって夏はただ暑いだけの季節ではありません。成長や思い出、そして体験の宝庫だと考えております。子育てしやすい防府市を本気で目指すのであれば、こどもたちも子育て世代もが安全に安心して水と触れ合える環境を整えることは欠かせない要素の一つだと思っております。暑いから今日は遊べない、川は危ないから駄目と制限するばかりではなく、ここなら大丈夫、遊んでおいでと言える場所を市が用意していただくことは子育て支援の象徴であり、地域の未来への投資だと考えます。

暑さが当たり前になっていくこれからの時代に合わせて、市の水辺環境を見直し、整え守っていくことを強くお願い申し上げ、次の質問に入らせていただきます。

続きまして、2つ目の質問です。

スポーツセンターの野球場についてお伺いします。

昨年、リニューアルオープンし、利用環境が大きく改善され、多くの市民や学生、社会人チーム等に利用されているスポーツセンター内の野球場の安全性の確保と利用機会の拡

大の観点から、幾つかの課題が残されていると思っております。

ファウルボールやホームランによる事故防止のためのフェンスの増設は、安全確保に不可欠です。また、ナイター設備の導入により、仕事や学校終わりの時間帯でも利用が可能となり、利用者の幅が広がるとともに稼働率の向上も期待されると想定しますが、野球場としての利便性・安全性をより高め、市民のスポーツ環境の充実を図る市のお考えをお伺いいたします。

まず野球場の今後の整備において、特に重要な２つの課題についてお伺いいたします。

１点目は、安全性の確保についてです。

近隣への球の飛び出しや利用者の安全を守るため、防球ネットの高さ、範囲の増設が必要と考えますが、現在、市として具体的な整備計画があるのかお聞かせください。

そして２点目に、利用機会の拡大についてです。

熱中症対策や利用者層の拡大、施設の稼働率向上の観点からもナイター設備の導入が効果的と考えますが、その導入についての現時点での検討状況やお考えをお聞かせ願えますか。

よろしく申し上げます。

○副議長（藤村こずえ君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。文化スポーツ観光交流部長。

〔文化スポーツ観光交流部長 松村 慎吾君 登壇〕

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 藤本議員のスポーツセンター野球場についての御質問にお答えします。

防府市スポーツセンター野球場につきましては、昭和５０年の竣工以来、長年にわたり市民の皆様に親しまれてまいりました。竣工から半世紀がたち、野球場の老朽化が進む中、市議会からは野球場の今後の振興策について数多く提言をいただいております。市ではこれらの提言を受け、長期的な視野に立ち、防府らしい野球場を目指した改修・整備を検討する旨をお答えいたしました。

その後、改修整備に向け、市野球連盟、高野連などの関係者からなる検討委員会を設置し、委員会からは現在の施設を生かした改修を基本として、小・中学生が安全・安心にプレーできる防府市らしい野球場づくりを目指すべきとの報告を受けたところです。

さらに市野球連盟とスポーツ少年団指導者協議会から、こどもたちが憧れる野球場、学童野球のメッカとなるよう、早期の改修整備を望む要望書が提出され、その中で電光掲示のスコアボード設置や、外野の芝生改修、移動式フェンスの整備について要望を受けました。

市ではこれらの要望を一日も早く実現しようと、あらゆる手法と可能性を模索しながら財源確保に奔走し、昨年度、こどもたちの甲子園として生まれ変わることができました。

こけら落としとして開催した、市内の野球スポーツ少年団による東西対抗学童野球大会では、参加した全ての選手が打席に立ち、その雄姿はスコアボードに大きく映し出されました。そのほかにも市野球連盟による野球教室、ほうふ野球の絆プロジェクトの舞台として活用されるなど、こどもたちの甲子園として多くのこどもたちに大変喜ばれております。

さて、議員お尋ねの防球ネットの増設についてです。

野球場の安全対策として、昨年の改修では市野球連盟の方に御意見を伺いながら、バックネットやラバーフェンスなど必要な改修を行っています。安全のための防球ネットの増設につきましては、市野球連盟など関係者から改めて意見を伺い、対応を検討してまいります。

次に、ナイター設備の導入についてです。

防府市スポーツセンターは、各施設に機能と役割を持たせ、計画的に整備しています。そのため、野球やサッカーなどの夜間練習に対応できる場所として、夜間照明設備を備えた人工芝多目的グラウンドを整備したところです。

野球場につきましては、長期的な視点に立ち、検討を重ね、こどもたちの甲子園として整備したものであり、また、周辺環境への配慮も求められていることから、ナイター設備の導入は考えておりません。引き続き学童野球のメッカ、こどもたちの甲子園として安全で魅力ある野球場の運営に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（藤村こずえ君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） 御答弁ありがとうございます。安全性の確保についてのネットの件ですが、こちらは意見を聞いていただき、検討をお願いいたします。

そしてナイターの部分について。野球場がリニューアルされる際のコンセプトが、小・中学生をメインで考えられているようですが、現在利用されている方を見ると一般の方や高校生もいらっしゃいます。地域移行した野球に関しても、現在は中学生でも民間で硬式野球のチームもできており、市の施設で硬式ボールを使えるのはこの野球場しかありません。にもかかわらず、今年度から、6月から8月の利用時間が20時から19時に短縮され、高校生が練習時間が確保できないとの声が寄せられています。一方、ほかの公共スポーツ施設では21時や22時までが利用可能なところも多く、整合性に欠ける印象を受けます。

そこでお伺いします。この野球場において、夏季の利用時間を1時間短縮した理由は何

か。また、日没までとなっているが、冬の日没に関しても教えてください。

2つ目に、公共スポーツ施設の利用時間はどのような基準や判断で決定されているのでしょうか。利用時間の変更は現場の環境だけでなく、こどもたちの成長や進路に直結する重要な問題だと思います。一律の運用や基準だけでは救えない利用者が確かにいること、そして今このときにも練習環境を求めている中学生・高校生がいるという事実を市としてもう一度現場目線で捉え直していただきたいと強く要望いたします。

回答のほう、よろしくお願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。文化スポーツ観光交流部長。

○文化スポーツ観光交流部長（松村 慎吾君） 1点目は、野球場の夏季の利用時間を1時間短縮した理由と、冬季の日没の考え方。それから、2点目は、施設の利用時間の基準についての考え方ということでよろしいでしょうか。

では、まとめてお答えいたします。

まず、体育施設の使用時間ですが、こちら、条例のほうで定めております。このうち野球場を含めた夜間照明設備のない屋外施設、こちらの使用時間は、片づけ作業を含めて、利用者が安全に施設を使用できる明るさを確保できる時間として、午前8時から日没までと定めております。この日没の時間については、過去の暦を基に設定をしております。

それで、夏季の利用時間を1時間短縮した理由ですけれども、御質問のとおり、これは昨年度、6月から8月までの日没を20時として、この時間まで御使用いただいていたけれども、この場合、暗闇の中で後片づけを余儀なくされるといったような状況もありまして、安全を確保する必要があったこと、それから施設の運営上、使用単位はどうしても1時間単位で設定しておりますので、こうしたことから今回変更したものです。

それから、ほかの月についてですけれども、9月は18時、10月から1月までは17時、2月から3月までは18時を日没時間として設定しております。

以上でございます。

○副議長（藤村こずえ君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） ありがとうございます。時間に関しては、片づけの時間も安全を確保しなければいけないということで、時間が短縮されたという解釈でよろしかったですか。

市の同じ施設で時間が違うのは公平性に欠けるとも考えます。こどもたちの甲子園と言われていますが、現在、平日利用で困っているのは甲子園を目指している高校生です。

そして2つ目の利用時間に関しては、もう少し使われている方にちょっと耳を傾けてい

ただいて、どうやったら安全に片づけ作業ができるのかという話も考慮していただくことは難しいのでしょうか。委託業者等ともしっかり話し合われて、規約、要綱を見直してはいただけないでしょうか。

現場では、既にこの夏の利用に支障が出ているという声もいただいています。制度の見直しには時間がかかることも承知していますが、せめて暫定的な対応、現場への柔軟な判断の許容など、スピード感のある対応も併せてお願いしたいと思います。

最後に、何度も池田市長に振って申し訳ないのですが、池田市長を筆頭に野球場のリニューアルにおいても、これまで先進的にそして最前線に取り組んでこられたと認識しております。利用者目線に立った整備が進められたことに心から敬意を表します。

学校が終わって急いで球場に向かい、限られた時間の中で大好きな野球に打ち込む高校生をいつも見えています。練習ができる場所がある、それだけで高校生たちにとっては毎日の励みになっています。防府にはそんな一生懸命な高校生も中学生もたくさんいます。どうか彼らが胸を張って、防府で野球ができてよかったと思えるような環境づくりを進めていただきたいと思います。

市長、防府市で硬式野球に打ち込む中・高生たちに向けて、彼らの努力に報いるような環境整備へのお考えと、未来を担う若者たちへのエールをぜひお願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） 市長。

○市長（池田 豊君） この野球場は、野球連盟の方々またこどもたちの意見も聞きながら、こういう形でこどもたちの甲子園ということで、あえて人工芝でなく天然芝を整備させていただきました。天然芝ということですからその維持管理も相当かかるわけで、そういう面もあるので、1年365日も使い切ると大変傷むということもございます。しかしながら、このこどもたちの甲子園ということで、球場の周りには甲子園にルーツを持つツタをこどもたちに植えてもらうなど、甲子園のミニ版ということにさせていただきました。

そしてナイターがありませんけれども、ナイターがないからこそこどもたちの甲子園ということに野球連盟の方が意見を言われ、こどもたちの学童野球のメッカということでフェンスも作らせていただき、小学生やこどもたちに、将来どこに行ってもええから甲子園を目指そうということで絆プロジェクトも始まったと思っております。

防府のこどもたちが甲子園に行く、学校はどこであっても防府のこどもたちが甲子園に行きたいということで、小学生や中学生に夢を持ってもらいたいということで整備したものでございます。

またその財源につきましても、部長答弁でもありましたけれども、ほかの政策に影響が

少しでもないように、私自身もきちんと回って、きちんと財源も確保してきたところでございます。こどもたちには、あの野球場のツタを見て、芝を見て、甲子園で頑張ってもらって、私も甲子園に連れて行ってもらいたい——応援にですね——と思っておりますので、こどもたちにはよろしくお願いしたいと思っております。

○副議長（藤村こずえ君） 5番、藤本議員。

○5番（藤本 真未君） ありがとうございます。

今回この要望をいただいたのは高校生です。高校生にも市長の熱い思いが届いたのではないのでしょうか。甲子園を目指す仲間との最後の夏を大切にしたいと、それぞれが自分の野球を全力でやっています。こうしたこどもたちや若者の思いに応えられるまちでありたい、私はそう信じています。

ナイターはもう何年も要望があると聞いております。ナイターをつけていないから日没まで、冬は17時までしか練習ができないという解釈になってしまうのが残念です。

甲子園を目指す中・高生は学校が終わって球場に向かっても、そうになると練習はできません。小学校のグラウンドはナイター設備がなくても冬も19時まで各チームで工夫し、できる練習をしています。やり方はたくさんあると思います。練習の内容に取決めをつくってでも時間の優遇はできるのではないのでしょうか。

現在、高校生の練習試合で球場を使うとき、ファウルボール等が車に当たるといった事故を防ぐため、市民プールの前の駐車場が使用禁止になったりという状況があります。そして、駐車場から車をよけているにも関わらず、それでも年間に何件かは車に当たった、フェンスから出たといった報告が挙がっていると伺っております。球場から球が出て車に当たったときは関係者で解決をと、もう既に事が起きているのに防球ネットの対策を取られないというのは、純粹になぜなのかと疑問に思う点もあります。硬式ボールにもかかわらず軟式ボールでも外に出ることはあります。物に当たれば修理すればいいかもしれませんが、通行人に当たらないとは限りません。これらの整備と施策により、野球場としての利便性・安全性をより一層高め、市民のスポーツ環境の充実を図ることができると確信しております。

球場を利用する小学生・中学生・高校生があきれないよう、納得できる説明を心がけていただければと思います。せっかくリニューアルした野球場です。現場の声に寄り添った柔軟な対応と、将来を見据えた施設の在り方をぜひ御検討いただきたく強く要望させていただきます。

私は、これからも子育て世代の一人として、そして子育て世代の代弁者としてその声に耳を傾け、若い世代の声を届ける市政のかけ橋として、現場の実情や思いを真っすぐに届

けてまいります。

市長が言われますように、防府に来てよかった、防府に住んでよかった、防府が一番と一人でも多くの市民の皆様に使っていただけるよう、そして子どもたちが伸び伸びと育ち、家族が安心して暮らせる防府市の実現に向けて、これからも真摯に取り組んでまいります。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤村こずえ君） 以上で、5番、藤本議員の質問を終わります。

○副議長（藤村こずえ君） 次は、15番、生野議員。

〔15番 生野 美輪君 登壇〕

○15番（生野 美輪君） 「公明党」の生野美輪でございます。通告に従いまして質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、切れ目のない子育て支援のさらなる推進についてです。

本市では、今年1月6日にこども家庭センターがオープンし、こども誰でも通園制度の実施施設数拡大や1歳児健診が無償実施になるなど、子育て支援が確実に前進していることに大変感謝いたします。今後、さらに切れ目のない支援を推進していくための本市の取組について、大きく2点質問いたします。

まず、1つ目の質問です。

こども家庭庁は、今年度から令和10年度までに5歳児健診の実施率を100%にするという目標を掲げました。

5歳という時期は、言葉の理解力が大きく伸び、友達との関わりも増えてくる時期であり、集団での様子からコミュニケーションの取り方や社会性の発達具合が分かりやすくなります。3歳半検診では個人差が大きく判断が難しい場合でも、5歳であれば発達障害が認知されやすくなります。5歳児健診を実施している大分県竹田市で行われた研究では、自己表現や集団行動が苦手だった発達障害のこどもの多くが支援を受けた結果、通常学級で過ごせたそうで、早い段階での適切なサポートが重要であるといえます。5歳児健診がないと3歳半健診の次は就学児健診となり、発達の気がかりを指摘されても十分な支援を受けられないまま入学になってしまいます。支援を必要とする子どもたちを専門的知識のある指導者に見てもらうことは、保護者への不安解消やクラスを任されている担任の保育士、その後の教員の負担軽減にもつながると考えられます。

こうした理由から、公明党は以前より、5歳児における発達の把握と適切な支援、そして5歳児健診の導入を強く訴えてきました。しかしながら、実施には医師の確保や保護者の健診回数が増えることの負担、フォローアップ体制の整備などの課題もあります。そこ

で、先輩議員もまずは相談会の実施を提案させていただき、現在本市では、気がかりなお子様を対象に5歳児相談会が行われています。このような現状を踏まえ、本市では、5歳児健診をどのように実施される御予定でしょうか。

次に、災害時の避難所における妊産婦や乳幼児がいる御家庭への対策についてです。

先日、山口県総合防災訓練の啓発展示ブースにおいて、簡易トイレや段ボールベッド、パーティションなど、防府市で備蓄しているものを実際に見てまいりました。阪神淡路大震災のときのテレビで見た避難所と違い、避難所の環境改善が図られていると感じました。しかし、妊産婦は健常者に比べ体調や精神的に不安定になることも多く、産後の母体の健康管理や、授乳時の衛生管理やプライバシーの確保など、多くの特別な支援が必要になります。

また、乳幼児がいる御家庭では、赤ちゃんの夜泣きや、小さなこどもが狭いスペースでおとなしくしているのは難しかったりと、避難所での生活はかなり神経を使うものと予想されます。本市では、災害時の避難所における妊産婦や乳幼児のいる御家庭へどのような対策をされているのでしょうか。

以上2点について、御所見をお伺いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） 15番、生野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 生野議員の切れ目ない子育て支援のさらなる推進についてのお尋ねにお答えいたします。

私は全てのこどもが元気に健やかに成長することを第一に考え、妊娠中やこどもの誕生時に米や旬の地元食材の贈呈、児童用かばんの贈呈など本市独自の子育て支援策ほうふつ子応援パッケージを積極的に進めてまいりました。

また、令和6年度には、未就園児を対象に、こども誰でも通園制度を県内トップを切って実施するとともに、さらに今年度は、心身共に不安定になりやすい産後に利用していただく産後ケア事業の拡充や、来月から1歳児健診を実施するなど、こども・子育ての拠点となるこども家庭センターを中心に一人ひとりに寄り添った支援に努めているところでございます。

まず1点目の、5歳児健診についての御質問にお答えいたします。

5歳児は、言語能力や社会性が高まるため、精神発達の状況、言語障害の有無、社会性の発達等の評価を行い、こどもの特性を早期に発見し、適切な支援につなげる重要な時期です。そのため本市では、平成24年度から、保育所や幼稚園など集団生活の中で気になったこどもを対象に5歳児発達相談会を実施しており、小児科医や心理士が、保護者や担

任にこどもに応じた関わり方の助言をするとともに、必要に応じて通級指導教室や療育機関等への支援につなげております。

議員お尋ねの５歳児健診は、全ての５歳児を対象とし、身体発育状態や栄養状態、精神発達の状況、言語障害の有無を判定するなど多分野にわたっており、健診医の確保、健診後の福祉、教育、医療等との連携によるフォローアップ体制の構築等の課題が指摘され、現在、国において実施方法の在り方を再度検討するとされております。

本市といたしましては、こどもの特性を早期に発見して、就学前に適切な支援につながる５歳児健診は意義があるものと考えていることから、今後、国の動向を踏まえ、医師会や関係機関などの御意見も伺い、出生後から就学前までの切れ目ない健康診査を防府モデルとして構築したいと考えております。

次に、２点目の災害時の避難所における妊産婦及び乳幼児のいる御家庭への対策についてです。

災害時の避難所生活において、身体的な負担が大きい妊産婦や衛生面に配慮が必要な乳幼児には、きめ細かな対応が必要です。このため女性の視点を取り入れた防災対策に取り組んでいるところであり、今年度から防災危機管理課を二係にし、それぞれ女性職員を置くことで、災害時に極めて重要となる初動７２時間において、常に女性職員が災害対応にあたる体制といたしました。さらに、全ての避難所へ女性職員を配置するとともに、本市がこれまで養成した５０人を超える女性防災士等と連携し、妊産婦等に配慮した避難所運営を行うこととしております。

そして、国の交付金を確保し、プライバシーを守るパーティション、身体的な負担を軽減する段ボールベッドの備蓄を大幅に拡充するとともに、衛生的なトイレ環境を提供するトイレトレーラーの配備を急いでおります。また、液体ミルクやアレルギー対応の粉ミルク、使い捨て哺乳瓶、離乳食や紙おむつなどの乳幼児に特化した支援物資もしっかりと拡充してまいります。

議員御案内のとおり、妊産婦や乳幼児の避難所生活では、健康状態に細心の注意を払う必要があります。そのため大規模災害時には、華城のこども家庭センターエリアに整備を進める留守家庭児童学級を、特に支援が必要な方の中心的な避難所とし、専門的な知識を持った保健師がしっかりとサポートすることとしております。

災害時において、切れ目のない支援を行うことができるよう、妊産婦や乳幼児に配慮した避難所環境の充実を図ってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） 15番、生野議員。

○15番（生野 美輪君） 御答弁ありがとうございます。防府市では、切れ目のない子育て支援ということで、多くの支援をいただきまして本当にありがとうございます。

5歳児健診は発達障害のこどもたちを選別するという目的ではなく、お子様のペースに合わせた支援を早い段階で行うことが、お子様にとって負担のない学校生活を送ることにつながるのだという意義を、保護者や周囲の方にもしっかりと認知していただき、なるべく早く実施されることを期待しています。

また、お医者様ですとか専門知識を持つ方のフォローアップ体制はとても大切だと思いますので、時間もかかることと思いますが、実施においては医師の確保や保護者の健診回数が増えることへの負担、またフォローアップ体制の整備などをしっかりときめ細やかな配慮をよろしく願いいたします。

特に、市長も御指摘されていましたが通級指導教室は定員がいっぱいで、待機が数か月から1年もあるところもあると聞いています。支援が必要なお子さんが増えたときの受け入れる現場への支援を重ねてお願いいたします。

また、妊産婦や乳幼児がいる御家庭の避難所対策では、防災危機管理課を新たに増やされるということ、また、女性防災士や職員を配置するなど女性目線での意見もしっかりと取り入れ、対策に力を入れているとのことで安心いたしました。

また、液体ミルクや使い捨て哺乳瓶、また衛生管理などもしっかりと取り組まれているということで、アレルギー性の離乳食など、いろいろなところに力を入れていただいておりますで大変安心いたしました。大切な未来を担うお子さんが、災害時にあっても、安全にそして安心に過ごせるような環境づくりを今後ともお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、超・高齢社会における高齢者福祉について質問いたします。

今年は団塊の世代が75歳以上になり、総人口の約5人に1人が後期高齢者という超高齢社会を迎えることになり、健康寿命を伸ばし、介護を必要とする期間を短くすることが大変重要になってきます。多くの人は幾つになっても自分のことはできる限り自分でやりたいと思っていますし、仕事や趣味など自分の役割や、やりがいを求めています。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で生き生きと暮らしていくためには、介護予防や社会参加活動の在り方も常に変化に対応し進化することが必要です。

超・高齢社会では高齢者の高齢化が進み、65歳の方と90代の方では親子ほども年齢が離れており、体力も考え方も大きく違います。65から70代の方たちは働いたり、趣味やスポーツをしたり元気な方が比較的多いようですが、70代後半から80代になると

今までと同じようには動けないなど感じる人が多くなり、８０代後半になると足腰が心配な方が増えてきます。

実際、私が講師を務めていた料理教室でも、６０代から７０代の方が主流であり、７０代後半になると多くの方が辞めてしまいました。

こうした幅広い年代の特性に応じたきめ細やかな支援が必要になってきます。

まず１つ目は、後期高齢者の方たちがいかに元気に生き生きと過ごし、健康寿命を伸ばしていくかです。

近年は独居や高齢者のみの世帯が増加し、自動車免許の返納など外出が難しくなり、自宅に閉じこもりがちな高齢者が増加しているのが問題です。ある御夫人を訪問したときに、長生きしても何にもいいことがないわねと言っていたのがとても心が痛みました。本来、長生きはとても素晴らしいことであるのに、こんな言葉を言わせてはいけないと思います。

孤立を防ぐためには、地域が積極的に関わり、つながりをつくる仕組みが必要です。地域のつながりとしては、民生委員や老人クラブの友愛訪問などが従来からありますが、訪問に訪れる人数が減っているのに対し訪問対象者は増えていき、十分に回りきれない地域もあるようです。

そこで、高齢者が外出の機会を増やし、地域と関わりを持つために、気軽に足を運びたくなるようなきっかけと居場所になる通いの場を地域に増やすことが大切です。

現在、本市では、元気アップくらぶを中心に通いの場がつくられていることが多いようですが、閉じこもりを防ぐためにもっと多彩な通いの場が必要だと思います。例えば、体を動かすことや手芸などのように細かい作業が苦手な方でも、食事会やおしゃべり会、カラオケなら参加できるかもしれません。こもりがちな人なら外出するだけでも違いますし、独居の方なら人と話すことで元気になったりします。

けれども、運営する人手が足りないとの声もあります。

また、高齢者の方が自分たちで通いの場をつくりたいが、補助金の条件である週１回は高齢者には厳しいんだと言われる方もいます。多様なニーズに応える通いの場をもっと増やしていくために、例えば月４回を目指すにするなどの条件の緩和ができるといいと思います。

また、老人クラブも８０代、９０代の方が多く、新しい方がなかなか入会せずに解散するなど、年々減少傾向にあります。老人クラブの主な活動であるグラウンドゴルフ、清掃活動、友愛訪問などは、８０代、９０代になるとできない方も増えていきます。皆さんが参加しやすい活動が必要だと思います。

例えば、料理教室の材料費は補助対象になるのですが、食事は自分で負担すべきものと

して、お弁当は補助対象から外されてきました。しかし、食事は健康維持増進に欠かせないものです。70代後半から90代の方で、特に独居や男性であれば、料理教室よりもお弁当のほうがいい場合もあります。配食サービスの試食会なども、自分で食事を作るのが困難な方が検討する際の参考になると思います。

皆でにぎやかに食事をするということは、それだけで元気が出ることと思います。福岡市では、事業実施に必要な弁当代、茶菓代は必要最小限の範囲で補助対象とすると認めており、事例がないわけではありません。

また、本市では、短期集中予防サービスにより60%以上の人が元の生活を取り戻しているという、他市からも注目されるサービスを行っています。介護状態から改善された人が元に戻らないように、その後の活動の場としても、通いの場や老人クラブ、サロンなどが重要な役割を果たしています。御高齢の方が気軽に集える居場所が歩いて行ける距離にあることが外出を促すことにつながると思います。

そこで質問いたします。通いの場をもっと増やしていくために、通いの場の補助要件の緩和についてどのようにお考えですか。また、老人クラブの活動がしやすくなるよう、健康増進のために提供される老人クラブのお弁当に関しては補助対象にするように検討していただけないでしょうか。

次に、どんなに健康寿命を延ばしても、介護が必要な人はこの先増えると考えられます。質の高い介護を支えるためには、介護人材の確保と育成の支援が大切になります。

今年度新規就労等をされた方には1人10万円の奨励金が計上されましたが、人手不足解消と高い質を維持していくためには長く働いてもらうことが大切です。そのためには、継続年数やスキルに合った賃金が必要ではないでしょうか。お金が全てではありませんが、勤続年数が長くスキルもある人が入りたての新人と変わらない賃金ではモチベーションが上がりません。新規の人だけでなく、今働いている人にも支援をお願いいたします。

また、スキルアップのための講習などにもお金がかかります。介護職の啓発も兼ねて、学生や一般市民も参加できる講座や、より専門性の高い講習会などを安価に受けられるように、市で講習会の開催や補助なども有効と考えます。

本市では、介護人材の確保と育成について、どのような対策をしているのでしょうか。

以上、2点について御所見をお伺いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。福祉部長。

〔福祉部長 藤井 一郎君 登壇〕

○福祉部長（藤井 一郎君） 生野議員の超・高齢社会における高齢者福祉についての2点の御質問にお答えします。

まず、１点目の閉じこもりを防ぎ、地域とのつながりを育む、独居や高齢者のみの世帯への支援についてです。

議員御案内の通いの場は、高齢者同士が気軽に集い、体操や会話等を楽しめる場となっており、地域住民と交流できる場に参加することで介護を予防する効果があります。本市では、元気アップくらぶをはじめ、介護予防教室や買物支援を一体的に行う幸せます健康くらぶや、運動を中心とした住民主体の介護予防教室等を実施しております。

地域等で通いの場を設置する際に、補助の対象となる条件を緩和できないかとお尋ねです。現在の条件は、身体機能や生活機能の維持、向上のために最低限必要な水準として定めております。週１回、通いの場に通うことは、介護予防、健康づくりにつながるということを御理解いただけるよう周知に努めてまいります。

なお、老人クラブが各種行事への参加者にお弁当を提供されることについては、おのこの老人クラブが判断されるものとなりますが、国・県・市からの運営補助金は、その補助要件により、充てることが難しいものと考えております。

市としては、今後も老人クラブが高齢者の生きがいを担ってもらえるよう、寄り添ってまいります。

次に、２点目の質の高い介護を支えるための介護人材の確保と育成の支援策についてです。

本市では今年度、人材確保の観点から、新たに市内の介護事業所に就職された方に１０万円を交付する補助金制度を創設し、これまでに６名の方から申請をいただいております。また、専門的知識や高い技術の習得は、離職を防ぐための取組の一つとして有効であると考えられます。

そのため、本市では今年度、介護事業所が行う職員研修に対する支援制度を創設したところです。このほかにも、将来を担うこどもたちに介護の魅力を知ってもらうため、介護事業所が実施する小・中学生を対象とした出前講座に対する支援を行っており、併せて、新庁舎福祉棟では、事業者と一体となって介護の仕事内容を紹介する展示等の情報発信を行っているところです。

こうした中、介護事業所に就職したものの、転職される方が多い状況となっており、介護現場からは賃金が低いことが最も大きな原因であるとの声を伺っております。

このため、昨年、国によって介護報酬が改定されましたが、今後も引き続き、市長会などのあらゆる機会を通じて、介護報酬の引上げによる処遇改善を国に要望してまいります。超高齢社会に向けて、本市で働く介護職の方々が働きやすい環境を整え、今後も質の高い介護が提供できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（藤村こずえ君） 15番、生野議員。

○15番（生野 美輪君） 御答弁ありがとうございました。

補助金については国の助成金を使った事業であったり、老人クラブも老人福祉法の規定によるものであったりと、変更は難しいことはよく分かります。けれども、老人クラブは高齢化が進んでいて、本当に80代、90代の人が多い現状であり、時代も変わっていますので、前向きな老人クラブが活動が続けられるような支援をぜひお願いしたいと思います。

また、介護職に関してはいろいろな市のほうで取組をされているということで、離職防止の取組であったり、また支援制度を増設されたりですとか、働きかけていただいているようで大変感謝いたします。離職者が多いということで、やっぱり賃金が低いことが課題ということは皆さんよく分かっていらっしゃると思いますが、また国のほうに要望もお願いいたしまして、これから大変必要となる介護職が、ぜひ、人手不足解消のために市のほうでも働きかけていただけるよう重ねてお願いいたします。

以上でこの質問に対しては終わらせていただきます。

最後に、雨水・内水対策について質問いたします。

本市は、佐波川右岸の広域防災広場や文化福祉会館解体跡地の防災広場の整備、また国・県・市が一体となっていく浚渫など、防災の取組が進んでいると感じられます。

しかしながら、身近なところでは道路や自宅前の冠水が頻繁に起こる地域も多く、議員になってからの一番多い相談が道路の浸水や集中豪雨の床下浸水に対するものです。少し雨が強く降ると2軒離れたごみ捨て場まで水浸しになり、長靴を履かないとごみ捨てにもいけないなど、またそのような状態で、雨がやんだのに、外は晴れていても家の前が水浸しなために長靴で出歩かないといけないのは恥ずかしいといった意見や、すぐに水路があふれるので敷地が浸水しないように土のうを置いているが、年を取ってきて作業が大変である、また夜に強い雨が降る日には心配で眠れないなど様々です。

今年も既に、夜に強い雨がたびたび降っています。新田、石が口、牟礼などのほか、多くの地域の方々が、本格的な梅雨や台風シーズンを前に大変不安に思われています。地域の方が不自由しているというだけでなく、道路の冠水は水路との境が分かりづらく危険であり、早急の対策が必要です。

雨水対策としては、河川やため池の浚渫、幹線水路の改修などが順次行われており、改修の進んだ地域では安心できるようになったとの御意見がある一方で、10年以上何とかしてほしいと頼んでいるが、いつ改善されるのかとの御意見も多くあります。

本市は水路が多く、浸水地域も多いので時間がかかるのも理解できますが、市民の皆さんは自分の地域がなぜなかなか改善されないのか、改善していただけるのかということを知りたいと思っています。市民の皆さんが安心できる雨水・内水対策をしっかりと行い、また周知をしていただきたいと思います。そして、根本的な解決には時間がかかるものと思いますので、その間、応急処置的な対策も必要ではないでしょうか。

こうした中、市街地の内水対策の基本的な整備方針である雨水管理総合計画を昨年度策定予定でしたが、現在、どのような状況でしょうか。そして、本市の雨水・内水対策として現在実施されている事業についてお伺いします。

また、雨水対策としては、水路や排水管に流す、貯水池などにためる、地下にしみ込ませるといったような方法があると思います。本市では、ためる、しみ込ませるといった取組はされているのでしょうか。御答弁、よろしくお願いいたします。

○副議長（藤村こずえ君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 河内 政昭君 登壇〕

○上下水道事業管理者（河内 政昭君） 生野議員の雨水・内水対策についての御質問にお答えします。

まず、雨水管理総合計画の状況についてです。

令和3年度に雨水管理方針を策定し、この方針に沿って、令和4年度に新田排水区、令和5年度に古浜排水区ほか3排水区、令和6年度に山手排水区ほか6排水区の段階的対策計画の策定及び内水浸水想定区域図の作成に取り組んでまいりました。

計画完成時期につきましては、今年の3月末としておりましたが、段階的対策計画の策定に期間を要したことから、今年の秋頃に完成予定としております。雨水管理総合計画が完成しましたら、今年度中に内水ハザードマップの作成を行い、市民の皆様に周知する予定です。また、この計画に基づき、令和8年度から段階的に雨水ポンプ場の更新や排水路の整備などのハード対策に取り組んでまいります。

次に、市街地の雨水・内水対策の実施状況についてです。

浸水箇所を改善するため、流れが悪い箇所や、ボトルネックになり溢水が起きている箇所の対策工事を実施しているところです。また、既存施設の排水能力が発揮できるよう、維持管理を引き続き実施してまいります。

最後に、市街地における雨水の貯留浸透施設の設置については、一定規模の土地の確保などが必要となることから、検討課題となっているところです。なお、市長部局において、個人や企業が雨水貯留浸透施設を設置される際の費用に対する補助を今年度から予算措置

しておりますので、この補助金も有効に活用していただければと考えております。

これからも市民の皆様の安全・安心を第一に考え、引き続き計画的に浸水対策を実施してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（藤村こずえ君） 15番、生野議員。

○15番（生野 美輪君） 御答弁ありがとうございます。雨水管理総合計画は秋頃完成予定とのことですので、その内容については完成後にしっかりと確認させていただきたいと思います。

また、令和4年度から6年度にかけて順番に排水区の修理（後刻訂正あり）もされるとのこと、また、雨水管理総合計画が完成後には、今年度中に内水ハザードマップも作成し市民に周知するとのこと、大変、ハザードマップの内水版も出てくるということで、充実してくるのはいいことと思っております。また、期待しております。

ですが、皆さんは、自分のところがどのくらい危ないのかとか避難をしなければいけないのかということももちろん大切ですが、改善がいつ頃されるのか、どこがどのようにされるのかということについても大変心配されていますので、このようなポンプ場の改修であったり、既存の施設の能力が発揮できるように管理していくといったような内容も、市民に分かるように周知していただきたいと思っています。

また、これらの対策に対しては、時間が大変かかると思います。このたび、個人や事業者ができることとして、雨水貯留浸透施設設置の際の補助金なども新たに設置されることで、こちらも積極的にアピールしてはいかがでしょうか。

集中豪雨や長雨などが起こる昨今、各自ができることをやり、皆で協力して雨に強い町にしていくということも必要ではないかと思っております。また、皆さんが安心して住めるまちづくりに私たちも一丸となって協力していきたいと思っております。

結びに、昨今は問題が複雑化しており、1つの事例を1つの部署がそれぞれ対応していくというには、あまりにも人手不足、資金不足などの問題があり、難しいと思われます。

例えば居場所づくりであれば、こどもも、高齢者も、障害者も、ひきこもりの人も集えるような地域食堂のような場づくりであったり、内水対策においても、排水管、貯水池、河川の整備だけでなく、歩道や駐車場を透水性アスファルトにしたり、公園に一時的に雨水をためる機能を持たせたりと、様々な課が関わることが必要ではないかと思っております。

今年度、予算で示された農業公社を活用した耕作放棄地の対策であったり、担い手の育成や給食費据置きなどの1つの事業で複数の問題を対処した事例には大変感心いたしました。第6次総合計画では、これらのように、一挙何得にもなるような政策や多くの課が連

携した政策が効果的につくられることを大変期待しております。

これにより、私の全てを終了させていただきます。ありがとうございました。

○副議長（藤村こずえ君） 以上で、15番、生野議員の質問を終わります。

○副議長（藤村こずえ君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（藤村こずえ君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後2時 8分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年6月20日

防府市議会 議長 安 村 政 治

防府市議会副議長 藤 村 こずえ

防府市議会 議員 松 村 学

防府市議会 議員 田 中 健 次